

監査結果公表第29-14号

包括外部監査結果に基づく措置の通知の公表について

次のとおり包括外部監査の結果に基づく措置の通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成30年3月1日

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	小湊雅子
同	谷沢千賀子
同	大星なるみ

記

1 措置の通知

平成19年度から平成28年度までの各年度包括外部監査結果に基づく措置の通知  
平成30年2月27日付け 政行第111号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号  
八尾市監査事務局  
電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧  
できます。

八尾市監査委員 田 中 清 様  
八尾市監査委員 八 百 康 子 様  
八尾市監査委員 小 湊 雅 子 様  
八尾市監査委員 谷 沢 千 賀 子 様  
八尾市監査委員 大 星 なるみ 様

八尾市長 田中 誠太

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について（通知）

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年 1 月 20 日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成 19 年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

○平成 22 年度包括外部監査について

歳入の執行事務について

○平成 23 年度包括外部監査について

教育行政における取組み等について

○平成 25 年度包括外部監査について

公共資産（インフラ資産）の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

○平成 26 年度包括外部監査について

生活保護事業に関する事務の執行について

○平成 27 年度包括外部監査について

市単費事業に関する事務の執行について

○平成 28 年度包括外部監査について

外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

※なお、平成 14 年度包括外部監査「出資法人（4 法人）の財務事務及び八尾市の 4 出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について」、平成 15 年度包括外部監査「補助金の財務事務の執行について」、平成 16 年度包括外部監査「八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について」、平成 17 年度包括外部監査「公の施設」の管理運営について」、平成 18 年度包括外部監査「八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」、平成 20 年度包括外部監査「国民健康保険事業及び介護保険事業について」、平成 21 年度包括外部監査「委託契約及び工事請負契約の事務の執行について」及び平成 24 年度包括外部監査「水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について」は、全ての結果・意見に対して対応済みとなっております。

包括外部監査における改善措置等の状況(平成30年1月20日現在)							【参考】	
年度	監査の内容	結果意見の件数		平成29年7月20日 までの 取り組み済み件数	今回取り組み済みとなった項目			次回以降要対応件数
					取り組み済み件数	うち「措置済み」件数	うち「市の判断により対応」 件数	
14	出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について	結果	22	22	—	—	—	0
		意見	53	53	—	—	—	0
15	補助金の財務事務の執行について	結果	9	9	—	—	—	0
		意見	246	246	—	—	—	0
16	八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について	結果	0	—	—	—	—	0
		意見	30	30	—	—	—	0
17	「公の施設」の管理運営について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	50	50	—	—	—	0
18	八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	結果	10	10	—	—	—	0
		意見	62	62	—	—	—	0
19	人件費にかかる財務事務について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	33	29	0	0	0	4
20	国民健康保険事業及び介護保険事業について	結果	3	3	—	—	—	0
		意見	19	19	—	—	—	0
21	委託契約及び工事請負契約の事務の執行について	結果	10	10	—	—	—	0
		意見	44	44	—	—	—	0
22	歳入の執行事務について	結果	5	5	—	—	—	0
		意見	25	24	0	0	0	1
23	教育行政における取組み等について	結果	2	2	—	—	—	0
		意見	18	16	0	0	0	2
24	水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について	結果	2	2	—	—	—	0
		意見	8	8	—	—	—	0
25	公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について	結果	1	1	—	—	—	0
		意見	9	8	0	0	0	1
26	生活保護事業に関する事務の執行について	結果	7	7	—	—	—	0
		意見	22	21	0	0	0	1
27	市単費事業に関する事務の執行について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	67	51	4	2	2	12
28	外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について	結果	26	19	3	3	0	4
		意見	94	44	19	17	2	31
合 計		結果	109	102	3	3	0	4
		意見	780	705	23	19	4	52

※網掛け分は、結果・意見への措置等が完了したものの

# 1. 平成30年1月20日現在で改善措置等を講じた事項

## 【平成27年度】市単費事業に関する事務の執行について

### (意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

#### 1. 事務事業の評価の仕組み

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	政策推進課	フルコスト(直接人件費及び間接人件費)の計算ロジックについて	現在の行政評価システムにおいて、直接人件費及び間接人件費は各事務事業の従事職員数データに会計毎の平均人件費単価が乗され算出されている。ここで従事割合については職員毎に見積もっているのに対して、平均人件費単価については会計毎に単一単価として計算されている。今後は、各事業の評価判断に資するより精緻なフルコストの算出が必要になってくると考えられるため、平均人件費単価については少なくとも役職毎に設定する必要がある。	現在平均人件費単価を役職ごとに設定するようシステムの機能改修作業を行っており、人事担当部門と連携し、各事業の評価に資する観点で最適なフルコストを算出する仕組みの構築準備を進めているところです。	平均人件費単価を役職ごとに設定するようシステムの改修を実施し、平成30年度の事前評価では職員毎の人工数(職員1人の1年間の業務量を1として、その事業に対してどれだけの業務量を割いているかを表す単位)を入力することで、各職員の役職に応じた直接人件費を算定し、各事業にかかるより精緻なフルコストの算出を可能にいたしました。 <b>(措置済み)</b>

#### 2. 市単費事業

##### (28) 子どもが輝く学校園づくり総合支援事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
2	指導課	事業目的の明確化及び目的に合致した使途の確認について	子どもが輝く学校園づくり総合支援事業の目的は学力向上から教職員の資質向上まで多種多様に及んでいる。特色ある学校園づくりには学校長の裁量により一定程度の予算を確保することも必要ではあるが、学校園管理運営事業等他事業の補完となっているのであれば、特色ある学校園づくりには関連性は低く、当該他事業において支出すべきであるため、事業目的を明確化し、計画書や実施報告書の内容を精査することが必要である。 監査人がサンプル抽出したA中学校では、「学校園安全対策推進事業」と重複するものや、学校園管理運営事業において支出すべきものと考えられるものがあつた。 特に、サンプルの支出においては、宛名や明細がなく内容が不明なものがあることから、担当所属においては事業目的に合致した使途の確認や添付書類に関する指導を適切に実施することが求められる。	事業を実施する学校園に対しては、事業目的に合致した使途の確認や添付書類の内容に齟齬がないよう、校長会において市内の全小中学校に周知し、指導を徹底いたしました。 <b>(措置済み)</b> 事業目的の明確化については、平成29年度中に、他自治体における類似事業の実施状況について照会する予定であり、その調査結果を踏まえて検討を進めてまいります。	事業を実施する学校園に対しては、事業目的に合致した使途の確認や添付書類の内容に齟齬がないよう、校長会において市内の全小中学校に周知し、指導を徹底いたしました。 <b>(措置済み)</b> 事業目的の明確化について検討するにあたり、府内30市へ類似事業の実施状況について照会を実施しました。 類似事業を実施している自治体は11市ありましたが、その事業目的については、各市によって多種多様となっており、学校園毎に個別に設定する自治体もあれば、本市のように複数の項目から選択する自治体もありました。 よって特定の事業目的を設定するのではなく、複数から選択する形を取ることにについては妥当であると判断いたしました。また、他の事務事業と内容が重複する計画を本事業の対象とするについては、各学校園における児童生徒の課題や地域の実情に応じて、より力を注ぐべきものの内容を充実させることも特色ある学校園づくりの一つであると考えられることから、検討の結果、明らかに単なる予算執行上の補完であるものを除き、引き続き本事業の対象とすることといたしました。

					<b>(監査の意見に対し、検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</b>
3	指導課	他自治体における実施状況の調査と比較検討について	<p>子どもが輝く学校園づくり総合支援事業については、他自治体における同種事業の実施状況は「不明」としているが、学校園の規模に応じて支給している金額の妥当性を検討するには他自治体での実施状況を調査することが必要である。すなわち従来の事業内容や予算額を踏襲するのではなく、他自治体での実施状況や支給金額を調査した上で、事業内容を見直し、支給対象や支給金額を設定すべきである。</p> <p>しかし、魅力ある学校園づくりには各学校園一律に実施される事業よりも、学校長の裁量で実施可能な予算枠の設定も必要であると認められることから、市民に明瞭な形で「子どもが輝く学校園づくり」を定義した上で、事業内容を再構築し、妥当な支給金額を設定することが求められる。</p>	平成 29 年度中に、他自治体における類似事業の実施状況について照会する予定であり、その調査結果を踏まえて、事業内容等について検証してまいります。	<p>学校園の規模に応じた支給金額の妥当性を検討するにあたり、上記のとおり府下 30 市へ照会を実施したところ、類似事業を実施している自治体は 11 市ありましたが、事業の実施状況や支給金額については、人口規模や各市の方針により多種多様となっていました。</p> <p>支給金額について分析した結果、人口規模が大きい程、1 学校園あたりの支給金額が高額である傾向にあります。本市については、人口規模の上位 5 市のうち 3 番目と中位にありました。また、本市と同様に学級数等により支給金額を変えている他自治体と比較も行いましたが、本市では、学級数だけでなく、学校単位や学級単位での取り組み内容についても、支給金額を確定するにあたっての一定の判断基準として考慮しており、現在の支給金額が妥当であると判断いたしました。</p> <p>また、「子どもが輝く学校園づくり」の定義や事業内容についても、上記 2 でも記載のとおり、現状の内容が妥当だと判断いたしました。</p> <p><b>(監査の意見に対し、検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</b></p>
4	指導課	活動指標の設定における合理性について	<p>子どもが輝く学校園づくり総合支援事業では、「総合的な学習の時間数の達成」を活動指標の一つとしており、平成 26 年度は計画値、実績値ともに 100% となり、目標を達成している。しかし、総合的な学習の時間は学校教育法施行規則第 50 条や学習指導要領等で定められたものであり、100% を達成する必要がある。したがって、「総合的な学習の時間数の達成」を評価指標とした場合、実際の業務実施努力と関係なく目標が達成されるため、評価指標として相応しくないと考える。</p> <p>活動指標としても、成果指標(アウトカム指標)としても業務実施努力が数値に反映する指標とすることが望ましく、「地域や学校、児童の実態に応じて、教科の枠を超えた横断的・総合的な学習、探求的な学習、児童の興味・関心等に基づく学習等創意工夫を生かした教育活動を行うこと」といった総合学習の目的に沿った新たな評価指標を設定することを検討すべきである。</p>	<p>成果指標(アウトカム指標)については、平成 27 年度より、「めざす子どもの姿の達成率」の平均値に関する指標を代表指標として設定しております。</p> <p>活動指標の設定においては、「総合的な学習の時間数の達成」以外の指標について検討した結果、「小中連携会議の実施校区数」と「あいさつ運動実施校数の割合」を第 7 期実施計画において設定いたしました。より適切な評価指標の設定も視野に入れ、他自治体への照会結果も踏まえるなど、引き続き検討を続けてまいります。</p>	<p>成果指標(アウトカム指標)については、平成 27 年度より、「めざす子どもの姿の達成率」の平均値に関する指標を代表指標として設定しております。</p> <p>活動指標については、類似事業を実施している 11 市のうち、6 市において設定していると回答がありました。他市の活動指標について本市で設定できるものはありませんでした。</p> <p>今回の照会結果を踏まえ、現時点においては、第 7 期実施計画で設定した「小中連携会議の実施校区数」及び「あいさつ運動実施校数の割合」を活動指標とすることといたしました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p>

【平成28年度】外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する結果

(6) 八尾モール株式会社

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	八尾モール	決算公告の未実施について	八尾モールは日本経済新聞による決算公告は実施せず、自社のウェブページも作成していないため、定款に基づき日本経済新聞による決算公告をすべきである。または、新聞に掲載するコストを考慮し、自社のウェブページを作成し、決算内容を公開したうえで、電磁的広告を行う旨定款変更するか、あるいは、定款を変更せず、自社のウェブページを作成し、決算内容を公開したうえで、当該ウェブページを登記することも検討されたい。	決算公告について、自社ホームページでの公告に係る費用等を調査し、定款どおり公告を行うか、ウェブページでの公告を行うかの検討を行っております。その検討結果に基づいて、第 43 期中(H28.10.1～H29.9.30)に決算公告をどの方法で行うか決定をし、第 43 期の決算から、決算内容の公告を行う予定です。	決算公告の実施方法について、検討した結果、定款どおり日本経済新聞による決算公告を行うこととしました。第 43 期 (H28.10.1～H29.9.30)の決算公告は、平成 30 年 1 月 18 日に実施いたしました。 <b>(措置済み)</b>
2	八尾モール	引当金の計上要否の見直しについて	修繕引当金や環境整備引当金といった、「中小企業の会計に関する基本要領」に定められた引当金の計上要件を満たさない引当金については計上すべきではない。 また、賞与引当金については、「翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額を計上する」とする上記の基本要領に従い、翌年度の賞与支払見積額のうち当年度に対応する部分について、賞与引当金を計上すべきである。なお、平成 27 年 12 月の賞与支給額は 4,167 千円(6か月相当分)であったため、その4か月相当分約 2,778 千円の賞与引当金を計上すべきであった。	賞与引当金については、第 42 期(H27.10.1～H28.9.30)の決算において計上いたしました。 <b>(措置済み)</b> また、修繕引当金、環境整備引当金の処理方法については、顧問税理士、監査役に相談の上、第 43 期中(H28.10.1～H29.9.30)に決定する予定です。	賞与引当金については、第 42 期(H27.10.1～H28.9.30)の決算において計上いたしました。 <b>(措置済み)</b> また、修繕引当金、環境整備引当金の処理方法については、顧問税理士、監査役との協議の結果、第 44 期(H29.10.1～H30.9.30)、第 45 期(H30.10.1～H31.9.30)、第 46 期(H31.10.1～H32.9.30)の3期で、修繕等を実施し、計画的に両引当金を全額取り崩すこととし、その旨を中期計画に記載いたしました。 <b>(措置済み)</b>

(9) 八尾シティネット株式会社

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	八尾シティネット	決算公告の未実施について	八尾シティネットは官報による決算公告は実施せず、自社のウェブページでの公表も行っていないため、自社のウェブページで決算内容を公開した上で、電子公告をする旨定款変更するか、又は貸借対照表が掲載されるウェブページの登記を実施すべきである。	決算公告については、電子公告も含め検討しましたが、信頼性、事務効率の面からも官報公告が適当と判断し、定款に基づき、官報により実施することといたしました。 現在、第 21 期(平成 28 年度)決算公告について、官報への掲載作業を進めているところです。	決算公告については、電子公告も含め検討しましたが、信頼性、事務効率の面からも官報公告が適当と判断し、定款に基づき、官報により実施することといたしました。 第 21 期(平成 28 年度)については、平成 29 年 8 月 18 日付官報(号外第 179 号)において決算公告をいたしました。 <b>(措置済み)</b>

## 2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する意見

### (1) やおコミュニティ放送株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	市政情報課	外郭団体に関する情報公開の内容について	外郭団体への監督や公開情報の充実という観点から、外郭団体に関する情報公開資料において、委託料の事業名について記載すべきである。具体的には、市はやおコミュニティ放送に対し、主に市政情報に関する番組作成及び放送等の業務を委託しているため、その旨を記載すべきである。	平成 28 年度分の情報公開資料から、委託料の事業名等を記載するようにいたします。	平成 28 年度分の情報公開資料から、委託料の事業名を記載いたしました。 <b>(措置済み)</b>
2	やおコミュニティ放送	随意契約の可否に関する規程の明文化について	やおコミュニティ放送における物品の購入は「物品の購入及び経費の申請・精算に関する内規」に基づき実施されているが、随意契約の可否に関する規程について明文化されていない。 実際の運営においては、社長決裁が必要な 10 万円以上の備品について相見積を実施しているとのことであるが、随意契約の可否に関して規程により明文化されていない場合、契約事務処理が属人化し、十分な引継ぎができず、適切な業務処理が継続的に実施されないおそれがあるため、規程の作成を検討すべきである。規程作成に当たっては、市が示す「随意契約のガイドライン」等を参考とされたい。	適切な事務処理を行えるよう、随意契約の可否に関する規程の策定を進めてまいります。	会社が発注する売買、貸借、請負、物品購入等に係る契約事務を適正かつ円滑に処理することを目的として、平成 29 年 12 月 15 日付で「契約規程」を制定し、随意契約の可否に関する規程を明文化いたしました。 <b>(措置済み)</b>

### (2) 公益財団法人八尾市国際交流センター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	文化国際課	情報公開資料への記載事項の充実について	情報公開資料において、「外郭団体への関与の状況」として市から外郭団体への補助金等の支出状況が公開されているが、補助金の目的、内容、算出根拠等は記載されていない。 市から外郭団体に交付される補助金の目的、内容、算出根拠等は重要な情報であるため、情報公開資料にて公開すべきである。	平成 28 年度分の情報公開資料から、補助金の目的、内容、算出根拠等についても、適正に記載いたします。	平成 28 年度分の情報公開資料から、補助金の目的、内容、算出根拠等について、適正に記載するように改めました。 <b>(措置済み)</b>

### (4) 社会福祉法人八尾市社会福祉協議会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	地域福祉政策課	補助金、委託料等の算定根拠について	補助金、委託料等の算定において、市は9年前の府の要綱を人件費単価の算定根拠としているが、運営経費補助金といった人件費を直接補填するための補助金の算定根拠においては、適切な金額が給付されるように高い透明性が求められる。 市は、決算資料等の入手により、社会福祉協議会の直近の人件費の状況を把握できる状況にあるため、最新のデータ(職員平均年収)を採用して、補助金、委託料等の金額を明瞭かつ厳密に算定すべきである。	人件費単価の見直し等に向け、社会福祉協議会の決算状況の把握や他市の状況の調査を進めています。	社会福祉協議会の直近の人件費データをもとに協議を行い、補助金・委託料ともに新たな人件費単価を設定しました。 今後は、この単価を算定根拠とし、補助金、委託料等の金額を適切に算定してまいります。 <b>(措置済み)</b>

5	地域福祉政策課	委託料の返還について	<p>補助金、委託料等ともに、市に実施内容が報告され、精算が行われており、余った予算は市に返還される。</p> <p>委託料の返還について、所管課は「運営費補助金で市が人件費を負担しており、社会福祉協議会に対する支援が適切に行われるようにするため、委託料の精算を行っている」としているが、一定の金額で契約を締結しながら、委託料の精算が行われてしまうと、コスト削減を積極的に行おうとするインセンティブが生じないなど、事業運営の効率化や合理化につながらないおそれがある。</p> <p>契約金額の残額は、社会福祉協議会が当該委託事業を合理的かつ効率的に実施したことにより発生したものもあると考えられることから、そのような運営努力により生じた残額は社会福祉協議会の運営改善に使用すべきであり、一律に返還を求めるべきではない。しかし、「補助金、委託料等の算定根拠について」の項目で指摘したように、契約金額の算定は明瞭かつ厳密に行うことが前提となる。</p>	<p>委託料の返還については、事業ごとに業務の性質や他市における同種の事業の契約内容等を分析し、返還する方式とすべきか検討を進めています。また、委託料の積算根拠となる人件費単価や事業費等の積み上げ方法の見直しに向け、社会福祉協議会の決算状況の把握や他市の状況の調査を合わせて進めています。</p>	<p>委託料については、新たな人件費単価を設定するとともに、契約金額の見直しを行いました。</p> <p>また、委託料の返還については、事業ごとに業務の性質や他市における同種の事業の契約内容等を調査し、検討した結果、原則、委託料の精算は行わず、残額が生じた場合も返還を求めないこととしました。ただし、事業の性質上、精算を行う必要がある委託事業については引き続き委託料の精算を行います。</p> <p><b>(措置済み)</b></p>
6	地域福祉政策課	情報公開資料と決算書の不整合について	<p>情報公開資料において、決算資料と不整合な点が見受けられた。</p> <p>市民や市議会に対して、外郭団体の運営状況・財政状態に関する正確な情報提供を実施し、外郭団体のあり方や必要性に関して適切な評価を行ってもらうため、情報公開資料については団体の決算資料等と整合するように作成すべきである。所管課においては、外郭団体の決算資料を的確に理解し、情報公開資料が求める情報が適切に記載されているかどうか確認して公表されたい。</p>	<p>決算資料との不整合については、現在定められている情報公開資料の様式が、社会福祉法人会計に対応した項目になっておらず、読み替えが困難であったことにも起因しており、現在、様式の一部変更等について、行政改革課と協議を進めており、今後は新たな様式により、適正な情報を記載し、公表するようにいたします。</p>	<p>社会福祉法人の決算資料等と容易に整合をとれるよう、社会福祉法人会計との読み替えについて注釈を記載した様式を作成し、平成28年度分からは新たな様式において適切な公表を行いました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p>

### (6) 八尾モール株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
7	八尾モール産業政策課	空き店舗解消のための取組について	<p>八尾モールは、不動産会社に登録し、空き店舗利用者の募集を行っているが、八尾モール独自の空き店舗解消のための取組としては、店舗募集の張り紙を貼っている程度であり、継続的に一定程度の空き店舗が発生している。</p> <p>将来にわたり安定的な経営を継続していくためには、ホームページの作成及びその中での店舗募集や、近鉄八尾駅高架下商店街「ペントモール八尾」や市のホームページとの連携など会社独自としての空き店舗解消のための取組を検討することが望まれる。また、営業を専門に担当する職員の確保など、空き店舗解消のための人的な対策についても検討されたい。</p>	<p>第43期中(H28.10.1～H29.9.30)に、空き店舗の解消のための取組目として、ホームページの作成を含め、テナント募集にあたっての広報の方法について決定し、取組を実施する予定です。</p> <p>人的な対策については、営業の強化の面も含め経営の課題として捉え、中期計画の中で採用計画を策定するよう検討を行っております。</p>	<p>テナント募集について、費用対効果等を鑑み、自社ホームページの作成・掲載はせず、別途インターネットによる広報を行いました。今後も引き続き、インターネットを積極的に活用し空き店舗の解消に努めてまいります。</p> <p>人的な対策については、中期計画の中で採用計画を策定しました。今後も、必要な人員を確保できるよう取り組んでまいります。</p> <p><b>(措置済み)</b></p>
8	八尾モール	中期計画の策定について	<p>現在中期計画を策定していないが、中期計画は中期的な運営の指針となるものであり、計画的に事業</p>	<p>今後、安定的な事業の継続のために、第43期中(H28.10.1～H29.9.30)に、中期計画を策定</p>	<p>今後、安定的な事業の継続のために、第44期(H29.10.1～H30.9.30)から第46期(H31.10.1</p>



			<p>運営することが安定的な事業の継続に繋がる。</p> <p>今後、中長期的に必要な人材を確保することや、平成27年度決算において売上高252,592千円に対して預金315,968千円、国債100,018千円と多額に保有している資金等の活用方針を検討することで、安定的な事業の継続を実現するために、都市計画マスタープラン等の市街地活性化に関する施策と連携した中期計画を策定し、事業運営することが望まれる。</p> <p>特に資金等については、東南海地震の発生など不測の事態に備えて資金の準備は必要であると考えているとのことであるが、その活用方針を中期計画で明示することは、株主やテナント(賃借者)などの利害関係者への説明責任を果たすためにも有用であると考え。</p>	<p>する予定であり、現在、監査役を中心に策定の検討を行っているところです。</p>	<p>～H32.9.30)の3期に渡る中期計画の策定を行いました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p>
9	八尾モール	事業計画書及び決算報告書の記載の充実について	<p>株主等の利害関係者に団体経営の計画及び実施状況を開示し、その理解を促進するという事業計画書及び決算報告書の趣旨に鑑みると、今まで以上の記載の充実を図る必要がある。</p> <p>事業計画書においては、当該年度における具体的な事業の実施計画や、空き店舗の減少数等の目標値を明確にするなど、その記載を充実させることを検討されたい。</p> <p>また、公開会社が「会社法施行規則」により事業報告への記載を要求される事項等を参考に、主要な事業内容、直前3事業年度の財産及び損益の状況、株式会社の株式に関する状況及び役員に関する事項などを記載することで決算報告書における記載を充実させることを検討されたい。</p> <p>さらに、事業計画書における計画の実施状況を明確にするため、決算報告書においては、事業計画書における計画値と対比して記載することを検討されたい。</p>	<p>事業計画書については、第44期分(H29.10.1～H30.9.30)の作成時に、具体的な事業の実施計画、空き店舗の減少数の目標値を記載し、内容の充実を行うよう検討を行っております。</p> <p>決算報告書については、第42期(H27.10.1～H28.9.30)決算より、株式会社の株式に関する状況及び役員に関する事項の記載を行うようにいたしました。また、第43期分(H28.10.1～H29.9.30)の決算より、直前3事業年度の財産及び損益の状況、事業計画書における計画値との対比を記載し、内容の充実を行う予定です。</p>	<p>事業計画書については、第44期分(H29.10.1～H30.9.30)で、具体的な事業の実施計画、空き店舗の減少数の目標値を記載し、内容の充実を行いました。</p> <p>決算報告書については、第42期(H27.10.1～H28.9.30)決算より、株式会社の株式に関する状況及び役員に関する事項の記載を行いました。また、第43期分(H28.10.1～H29.9.30)の決算より、直前3事業年度の財産及び損益の状況、事業計画書における計画値との対比を記載し、内容の充実を行いました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p>
10	八尾モール	業務マニュアル及び職務分掌の作成について	<p>八尾モールの職員は長期勤続者が多いことから、業務マニュアル及び職務分掌は作成されていない。</p> <p>職員が少人数であるにも関わらず複数の業務を実施していることから、標準的な業務実施状況を確認するため、また、今後新たな職員の採用や人事異動を行った際にも適切な業務の実施を継続する必要があることから、業務マニュアル及び職務分掌の作成を検討すべきである。</p> <p>特に、会社経営にあたって重要となる延滞先の未収金管理については、滞納した場合の督促手続きなどの債権管理に関する業務マニュアルを作成することを検討されたい。</p>	<p>今後新たな職員の採用や人事異動を行った際に適切な業務の実施を継続するため、職務分掌については、平成29年3月に作成いたしました。業務マニュアルについては、債権管理に関するマニュアルを皮切りに、作成を順次進めていく予定です。</p>	<p>職務分掌については、平成29年3月に作成いたしました。債権管理ほか、業務マニュアルについては、平成29年9月に作成いたしました。マニュアルは業務を行いながら、必要に応じて、改定してまいります。</p> <p><b>(措置済み)</b></p>
11	八尾モール	退職給付引当金の取崩の処理に	<p>平成26年度における退職金の支払に伴う退職給付引当金の取崩が特別利益とされていた。</p>	<p>今後は、退職金の支払に伴う退職給付引当金の取崩は特別利益として計上しないこととす</p>	<p>経理に関するマニュアルに、退職金の支払に伴う退職給付引当金の取崩は特別利益として計</p>

		について	退職給付引当金が将来の退職金の支払に備えて毎期費用処理しておく趣旨のものであることを鑑みると、退職金の支払に伴う退職給付引当金の取崩は過年度に費用処理済みの部分として、退職金の支払時に計上された販売費及び一般管理費の退職給与費と相殺して表示すべきものであった。今後退職金の支払に伴う退職給付引当金の取崩が発生した場合は適切な財務諸表の表示を実施されたい。	る取り決めを行い、業務マニュアルに記載する予定です。	上しないこととする旨の記載を行いました。 <b>(措置済み)</b>
12	八尾モール	注記及び附属明細書について	注記や附属明細書は、財務諸表に関する有用な詳細情報を示すものであるため、「中小企業の会計に関する基本要領」で記載・作成することとされている。八尾モールは引当金の計上基準、減価償却累計額の金額及び株主資本等変動計算書に関する注記(決算期末における発行済株式数や配当金額等)について、適切に注記するとともに、附属明細書についても作成し、決算書に添付する必要がある。注記や附属明細書の具体的な記載方法については、「中小企業の会計に関する基本要領」における様式集を参考にされたい。	第42期(H27.10.1～H28.9.30)決算書の注記において、引当金の計上基準を記載するとともに、附属明細書を作成し、決算書に添付いたしました。また、第43期(H28.10.1～H29.9.30)決算書の注記においては、減価償却累計額の金額及び株主資本等変動計算書に関する注記を記載することとしております。	第42期(H27.10.1～H28.9.30)決算書の注記において、引当金の計上基準を記載するとともに、附属明細書を作成し、決算書に添付いたしました。また、第43期(H28.10.1～H29.9.30)決算書の注記においては、減価償却累計額の金額及び株主資本等変動計算書に関する注記を記載しました。 <b>(措置済み)</b>

(7) 一般社団法人八尾市観光協会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
13	観光協会	預貯金の残高管理について	預貯金については、会計規則で毎月1回預貯金の残高証明書と照合することとされているが、実際には年度末に1回実施しているのみである。 会計規則に従い毎月1回の残高証明との照合を実施すべきであるが、残高証明の入手には手数料がかかるため、毎月の実施が現実的でないのであれば、月次の残高管理は通帳との照合にするなど、実情に合わせた会計規則に改定することも検討されたい。	預貯金について、月次の残高管理は通帳と照合し、残高証明書との照合は年度末に1回実施することとし、それに合わせて会計規則を改定し、平成29年9月の理事会において、会計規則の改定案を上程する予定です。	預貯金について、月次の残高管理は通帳と照合し、残高証明書との照合は年度末に1回実施することとする会計規則の改正を平成29年12月理事会にて上程し、承認されました。 <b>(措置済み)</b>

(8) 公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
14	共済センター	会員増加のための取組について	共済センターの自立的な経営の実現のためには、会員の拡大により自己収入である受取会費を増加させることが必要不可欠であるため、今後は八尾商工会議所と連携を強化することによる知名度の向上や、営業を担当する職員の増強等により、これまで以上に会員増加のための取組を推進していく必要がある。 福利厚生事業については、他市と比較し、会員が通常より安価に購入できる取扱チケットの種類が充実しているほか、健康診断の補助額という点からも補助サービスは充実しているとのことである。これらについて職員が情報共有することにより、共済センターの特色をアピールした営業活動に利用するなど、会	福利厚生事業において、他市と比べて取扱チケットの種類や健康診断などの補助サービスが充実していることについてセンター職員全員の情報共有を図り、ホームページ・FMちゃお等の広報により、その特色をさらにアピールするよう周知を推進いたしました。 会員数については、従来より事業報告書に記載しておりましたが、平成29年度からは、事業計画においても、事業所新規会員と従業員新規会員の獲得目標を記載いたしました。 <b>(措置済み)</b> また、平成29年度中に新規開拓推進員を雇	福利厚生事業において、他市と比べて取扱チケットの種類や健康診断などの補助サービスが充実していることについてセンター職員全員の情報共有を図り、ホームページ・FMちゃお等の広報により、その特色をさらにアピールするよう周知を推進いたしました。 会員数については、従来より事業報告書に記載しておりましたが、平成29年度からは、事業計画においても、事業所新規会員と従業員新規会員の獲得目標を記載いたしました。 <b>(措置済み)</b> また、営業を担当する職員として新規開拓推

			員増加のための活動に当該情報を活用することを検討されたい。 さらに、会員数が共済センター経営にあたり最も重要な指標であることに鑑み、事業計画等に明記したうえで、実績報告においてその達成状況を報告されることを検討されたい。	用するなどして、会員増加につながるよう取り組んでまいります。	進員を平成29年12月19日付で雇用いたしました。今後も引き続き、会員増加に取り組んでまいります。 <b>(措置済み)</b>
15	共済センター	事業活動の見直しのためのアンケート調査の実施と活用について	安定的な運営のためには、新規の会員の獲得とともに現在の会員の維持を図る必要があり、そのためには常に現在の会員のニーズを把握し、事業の見直しを進めていく必要がある。 現在の会員のニーズに合わせてサービスを向上するため、年に1回など、定期的に会員に対するアンケート調査を実施して、要望を把握し、事業活動の見直しに活用することを検討されたい。	従来より実施しているバスツアーの参加者に対するアンケート以外にもアンケート調査の実施を検討いたしました。調査や分析にかかる費用等を勘案し、会員のニーズを把握するための他の手法について検討を行いました。 その結果、会員のニーズに合わせてサービスを向上するため、平成29年度中に、毎月全会員に配付している会報誌において、会員からの意見・要望を随時募集する旨記載することとし、ホームページ等から意見・要望をいただけるようにし、事業活動の見直しに活用してまいります。	従来より実施しているバスツアーの参加者に対するアンケート以外にもアンケート調査の実施を検討いたしました。調査や分析にかかる費用等を勘案し、会員のニーズを把握するための他の手法について検討を行いました。 その結果、会員のニーズに合わせてサービスを向上するため、平成29年9月より、毎月全会員に配付している会報誌において、会員からの意見・要望を随時募集する旨記載し、ホームページ等から意見・要望をいただけるようにいたしました。今後も会員要望の把握に努め、事業活動の見直しに活用してまいります。 <b>(監査の意見に対し検討を行った結果、法人としての判断により対応方針を確定)</b>
16	共済センター	理事会への事業実施状況の報告について	現在は理事会の開催が定款の定めのとおり、予算承認時(3月)及び決算承認時(5月)のみであるが、業務執行の決定及び理事の職務の執行を監督するという理事会の役割を適切に果たすために、少なくとも半年に一度程度は理事会を開催し、計画された事業の実施状況について報告されたい。	半年に一度程度、理事会を開催し、計画された事業の進捗状況について報告することを検討いたしました。定例の理事会の回数を増やすことは困難であるため、平成29年度より、半年に一度を目途に理事会のメンバーに対して、財務状況について文書での報告を行う予定です。	定例の理事会の回数を増やすことは困難であると判断したため、平成29年度より、定例(3月及び5月)の理事会に加えて、理事会のメンバーに対して、事業実施状況について文書での報告を行うこととし、平成29年度は10月に文書での報告を行いました。今後も同様の方法で、半年に一度程度、事業の実施状況について報告してまいります。 <b>(監査の意見に対し検討を行った結果、法人としての判断により対応方針を確定)</b>

(9) 八尾シティネット株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
17	交通対策課	利用料金収入の検証手続について	指定管理者の業績に関して適切な評価を実施するという観点から、所管課は、指定管理者が作成した資料だけでなく、利用料金収入に関する根拠資料も閲覧すべきである。 なお、所管課が入手するJR久宝寺駅南自転車駐車場における管理月報は現地の利用状況管理システムから出力されるものと同一であることを確認している。一方で、志紀駅前自転車駐車場における管理月報は現場管理者の手作業で作成されたものであるため、領収書控等の収入の根拠資料まで定期的に確認することを検討されたい。	現場管理者の手作業で作成された月報等の根拠を確認するために、四半期に一度のモニタリング時に合わせ年1回程度、利用料金収入に関する資料の閲覧を平成29年度より行ってまいります。具体的には、7月期又は10月期に行うモニタリングに合わせ、現地施設にて利用料金収入の記録及び領収書控の確認を行ってまいります。	志紀駅前自転車駐車場における利用料金収入の根拠資料である、利用料金収入の記録及び領収書控の確認を、平成29年8月に実施し、適正に処理されていることを確認いたしました。 今後も年1回程度、利用料金収入の記録及び領収書控の確認を行ってまいります。 <b>(措置済み)</b>
18	八尾シティネット	定期カード紛失時	JR久宝寺駅南自転車駐車場の運営に関して、自	現在発行している定期カードの裏面に「再発	八尾シティネットと市との協議により、再発行

	交通対策課	の再発行手数料の適正化について	転車駐車場利用のための定期カードの作成費用(購入単価)は1,296円、定期カード紛失者に対する再発行手数料は1,000円となっており、差額は八尾シティネットが負担しているとのことであるが、それは不合理であると考えられるため、再発行手数料の金額の見直しについて市と協議することを検討されたい。	行代金は1,000円」と明記していることや、定期利用者が現在約2,000人であること等を踏まえ、利用者と指定管理者とが定期カードの再発行時に混乱が生じない手法を研究し、再発行手数料の円滑な変更が可能になるよう検討を行ってまいります。	者数と変更に伴う経費等を勘案した結果、現在使用している入退場設備及び定期更新精算機器等のオートゲートシステム一式について、今後老朽化による入れ替えを行う際に、定期カードの作成費用(購入単価)を下回らないように再発行手数料の金額を設定することで合意いたしました。 <b>(措置済み)</b>
--	-------	-----------------	---	--	---

(10) 公益財団法人八尾体育振興会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
19	生涯学習スポーツ課	指定管理施設の業績評価方法及び評価結果の活用方法について	施設の特性を考慮せずに評価を行うことは、評価の実効性を欠くこととなるため、総合体育館・山本球場・運動広場(4施設)・テニスコート(2施設)の管理運営にかかる業績評価については、これら8施設の中に収益性の高い施設と低い施設が含まれており、それらを一括して管理運営されている意義を踏まえ、収支については個別施設の状況を適切に把握しつつ8施設全体で評価する一方で、稼働率や施設の維持管理状況等については個別に評価する等、施設の特性に合った評価をすべきである。 また、収益性の低い施設については、収益性改善に向けて今後の運営方針を検討する必要がある。	H29.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針 八尾市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、使用料が適正な価格となるよう条例を改正し、収益性の改善を図りました。 <b>(措置済み)</b> また、平成28年度分の評価から、施設の特性に合った評価をするため、収支については個別施設の状況を適切に把握しつつ8施設全体で評価し、利用実績や施設の維持管理状況等に関する項目については個別に評価するよう改めることとしております。	H30.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針 八尾市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、使用料が適正な価格となるよう条例を改正し、収益性の改善を図りました。 <b>(措置済み)</b> また、平成28年度分の評価から、施設の特性に合った評価をするため、収支については個別施設の状況を適切に把握しつつ8施設全体で評価し、利用実績や施設の維持管理状況等に関する項目については個別に評価するよう改めました。 <b>(措置済み)</b>

## 2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

### 【平成19年度】人件費にかかる財務事務について

#### (意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

##### 1. 職員数

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課 行政改革課	(1)定数管理	<p>定員数は減少している一方、条例上の職員定数は2,587人に対し定員外職員(762名)を含めると、3,184人となる。</p> <p>定数外職員は、再任用短時間勤務職員、嘱託員、非常勤嘱託職員、臨時的任用職員と、臨機に対応することができる雇用形態となっている。また、正規の職員に比べ給与水準は低く、人件費を抑えるメリットがある。</p> <p>しかし、定数外職員を雇用することにより職員数が増加すれば、人件費総額は増加し、条例上で定数を定めている趣旨を損ないかねない。</p> <p>定員適正化計画では、定数内職員数の数値目標しか設定されていないが、定数外も含めた職員数管理目標を定めるとともに、定数内及び定数外職員全体の人件費総額の目標を定め、進捗管理を行うよう改めるべきである。</p>	<p>定数外職員を任用する理由として、一時的な業務繁忙、育児休業や病気休職等による職員代替という不確定要素が多いものが多く、定数外職員も含めた職員数の数値目標を定めることが難しい状況ではありますが、「八尾市行財政改革指針」及び平成28年8月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、定数外職員を含めたトータルコストを意識しながら、人件費総額抑制についての取り組みの検討を進めております。</p>	<p>定数外職員を任用する理由として、一時的な業務繁忙、育児休業や病気休職等による職員代替という不確定要素が多いものが多く、定数外職員も含めた職員数の数値目標を定めることが難しい状況ではありますが、「八尾市行財政改革指針」及び平成28年8月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、定数外職員を含めたトータルコストを意識しながら、人件費総額抑制についての取り組みの検討を進めております。</p>
2	人事課 行政改革課	(2)職員配置	<p>(市長部局)</p> <p>現在、国の方針として4.6%以上の純減目標が掲げられており、八尾市もそれにならって職員配置を行っている。</p> <p>過去における職員配置の方法は、新規事業のために人員増の必要があった場合、それ以外の部に対する一律人員減で対応し人員を増やさない調整が行われている。また、一時的な業務量の増加についてはアルバイトの採用、給与計算等の定型業務はアウトソーシングするなど、条例で定められた定数を超えないように対応している。</p> <p>しかし、本来は現状の人員を前提に職員配置するのではなく、各部局における業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討すべきである。一方で、各部局一律人員削減という手法ではなく、国の方針を踏まえつつ、業務内容や業務量等に応じた適切な人員配置を行なう必要がある。</p> <p>また、それを可能とするための取り組みの一環として、八尾市で行うべき業務を八尾市の正職員が直接行うことが相応しい業務とそれ以外の業務に大別し、後者については業務内容によってアルバイトの雇用や業者へ外部委託する等の方法の一層の促進などを検討</p>	<p>平成28年度についても適切な人員配置を行うために、引き続き所属ヒアリング等を通じて、各部局の業務繁忙の理由や状況を熟考し、定数外職員の任用、任期付職員の採用、アウトソーシング等について検討してまいります。</p> <p>また、「八尾市行財政改革指針」及び平成28年8月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、事業の実施主体と手法の見直しや、組織の適正管理にかかる取り組みを進める中で、業務量の適正化や多様な人材の活用、公民協働の推進等を検討し、適切な職員配置のあり方を検討してまいります。</p>	<p>平成28年度についても適切な人員配置を行うために、引き続き所属ヒアリング等を通じて、各部局の業務繁忙の理由や状況を熟考し、定数外職員の任用、任期付職員の採用、アウトソーシング等について検討してまいります。</p> <p>また、「八尾市行財政改革指針」及び平成28年8月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、事業の実施主体と手法の見直しや、組織の適正管理にかかる取り組みを進める中で、業務量の適正化や多様な人材の活用、公民協働の推進等を検討し、適切な職員配置のあり方を検討してまいります。</p>

		<p>すべきである。</p> <p>事務効率化の観点から「担当制」を導入しているが、現状、大半の課において担当制が導入されていることから、各所属長はメリットが活かされるよう、リーダーシップの発揮が望まれる。</p> <p>さらに、各課長(所属長)には部単位あるいは課単位における事業進捗と正職員及びアルバイトのそれぞれにかかる人件費や委託料等、事業実施のための人件費と代替コストのトータル管理が必要である。</p> <p>一方、制度改正が頻繁に行なわれる部署においては業務量の増加が見込まれるため人員の増加をせざるを得ないが、業務内容によっては費用対効果の観点から当初から職員増で対応するのではなく、臨時職員や外部業者への委託等の検討を行なうことは職員配置を適切にするために必要と考える。</p>		
--	--	--	--	--

## 2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	職員課	(1)給料	<p>③技能労務職給料表</p> <p>八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体において、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給料表を作成しており、八尾市においても同様である。</p> <p>八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準について、検討する必要がある。</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き下げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府内各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>	<p>H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き下げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府内各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>

### 3. 手当

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	人事課	(1) 期末手当・勤勉手当	ア) 勤勉手当の支給額の算定方法 勤勉手当は、勤務成績に応じて支給するが、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とし、勤勉手当基礎額に72.5/100を乗じて得た額の総額を超えてはならないとされている(再任用職員については別途規定)。実際は、懲戒処分等の処分がされない限り、上限額まで一律に支給がなされ、勤務成績に応じて支給するという勤勉手当の趣旨を反映したものとはなっていない。人事評価制度を管理職から順次導入しているが、給料、勤勉手当への反映はさせていない。評価結果を勤勉手当の支給率に連動させ、職員のモチベーションの向上に努めるべきである。	人事評価については、平成21年度から管理職だけでなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職に実績評価を加え、平成28年度から部長級にも拡大し、職員の人材育成を目的に継続実施しています。勤勉手当への反映については、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点からも引き続き検討を進めております。	人事評価については、平成21年度から管理職だけでなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職に実績評価を加え、平成28年度から部長級にも拡大し、職員の人材育成を目的に継続実施しています。勤勉手当への反映については、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点からも引き続き検討を進めております。

### 【平成22年度】歳入の執行事務について

#### (意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

#### 7. 市営住宅使用料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	住宅管理課	共益費の算定について	共益費は要綱に基づいて計算しているが、社団法人日本住宅建設産業協会賃貸管理委員会の賃貸住宅における「共益費」のあり方に関する研究報告書には、共益費として考えられる項目が示されている。 この共益費と市の共益費を比較した場合、共益費として収受すべきものを収受していないものが多数ある。市営住宅に居住する住民と市営住宅に居住しない住民の公平性を確保するためにも要綱の改正も視野にいれ検討すべきであると考え。	平成20年度に、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成21年度から現行の共益費を徴収しています。 その要綱の中で5年毎に共益費対象額の実績を算定して金額を見直すことにしているため、平成25年度に検討を行った結果、金額改定を行わないことといたしました。 今後は、次回の見直し時期に向け、市営住宅を取り巻く状況の変化等を勘案しながら、費用項目の見直しの検討を行ってまいります。	平成20年度に、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成21年度から現行の共益費を徴収しています。 その要綱の中で5年毎に共益費対象額の実績を算定して金額を見直すことにしているため、平成25年度に検討を行った結果、金額改定を行わないことといたしました。 今後は、次回の見直し時期に向け、市営住宅を取り巻く状況の変化等を勘案しながら、費用項目の見直しの検討を行ってまいります。

### 【平成23年度】教育行政における取り組み等について

#### (意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

#### 1. 学校規模の適正化について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	教育政策課	小規模校の適正化について	小規模校が存在する中で、地理的条件等を考慮して監査人が再編可能であるとする学校園は次とおりであり、規模の経済を享受しうる方策として検討すべきである。また、中学校が主体となって地域活動	高安中学校区における施設一体型小・中学校については、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型小・中学校 開校準備会」での検討を受け、新校	高安中学校区における施設一体型小・中学校については、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型小・中学校 開校準備会」での検討を受け、新校

		<p>を実施するなどの地域性や、建替よりも建設費用が抑えられるなど効率性の観点から小中一貫校とすることが考えられる。次の2つのモデルでは（Ⅰ地区、Ⅱ地区）、幼稚園及び保育所も再編するモデルを想定している。</p> <table border="1" data-bbox="600 347 1043 687"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>学校園名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">Ⅰ地区</td> <td>A 中学校</td> </tr> <tr> <td>B 小学校</td> </tr> <tr> <td>C 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立幼稚園</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">Ⅱ地区</td> <td>D 中学校</td> </tr> <tr> <td>E 小学校</td> </tr> <tr> <td>F 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立保育所</td> </tr> </tbody> </table> <p>これら2つのモデルケースにおいては、各学校の地域性などは考慮していないため、これらを考慮した学校規模の適正化計画を策定したうえで、関係者間の合意形成を図っていくことが望まれる。</p> <p>なお、各学校園の建物のうち最も古い建物の建築年度の翌年度から起算して60年後に建て替えることを仮定しているが、建替時期は単に築年数で決まるわけではないことにも留意が必要である。</p> <p>2つのモデルケースについて、小規模校のままそれぞれで運営する場合に発生する施設投資額の合計額は21,519百万円に上る。</p>	地区	学校園名	Ⅰ地区	A 中学校	B 小学校	C 小学校	近隣の市立幼稚園	Ⅱ地区	D 中学校	E 小学校	F 小学校	近隣の市立保育所	<p>校舎棟・体育館棟の耐震補強工事及び改修工事等の整備事業を進め、平成28年4月に開校いたしました。</p> <p>また、桂中学校区については、平成26年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、他の中学校区については、平成22年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら、引き続き検討してまいります。</p>	<p>校舎棟・体育館棟の耐震補強工事及び改修工事等の整備事業を進め、平成28年4月に開校いたしました。</p> <p>また、桂中学校区については、平成26年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、他の中学校区については、平成22年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら、引き続き検討してまいります。</p>
地区	学校園名															
Ⅰ地区	A 中学校															
	B 小学校															
	C 小学校															
	近隣の市立幼稚園															
Ⅱ地区	D 中学校															
	E 小学校															
	F 小学校															
	近隣の市立保育所															

## 2. 市立幼稚園の運営について

### (5)医療券(診療報酬請求書)について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	学務給食課	医療券使用に係るチェックを実施すべきである	<p>診療報酬の支払については、市に提出された医療券が根拠資料となるが、実際に医療券どおりの診療が行われたかどうかについては何らチェックが実施されておらず、就学援助制度における医療券の比重は高まっているため、適切な管理・監督を実施すべきであると考えます。</p> <p>なお、医療券のチェック方法としては以下のような方策が想定される。なお、これらの方策は専門性が高く、個人情報保護への配慮も必要であり、非常に困難と想定されるため、医療担当部署への実施依頼</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>医療機関別の医療券使用状況の分析結果を踏まえ、関係機関(医療保険者等)への協力依頼を行い、サンプルベースで健康保険のレセプトチェックを行える仕組みの構築に向け検討を行っております。</p> <p>また今後、医療券を使用した診療について、適切に行うよう医療機関に一層の周知を行ってまいります。</p>	<p>H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>医療機関別の医療券使用状況の分析結果を踏まえ、関係機関(医療保険者等)への協力依頼を行い、サンプルベースで健康保険のレセプトチェックを行える仕組みの構築に向け検討を行っております。</p> <p>また今後、医療券を使用した診療について、適切に行うよう医療機関に一層の周知を行ってまいります。</p>



			<p>も検討すべきである。</p> <p>また、すべての医療券や医療機関について、以下のチェックを実施するのではなく、金額的な重要性やリスクを考慮して、サンプルベースで実施することが、費用対効果も勘案した中で現実的な対応と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関別の医療券使用状況の分析</li> <li>・ 健康保険のレセプト等関連する書類との照合</li> <li>・ 医療機関の視察、医療事務従事者に対する質問</li> </ul>		
--	--	--	---	--	--

**【平成25年度】公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について  
(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について**

**2. 下水道について**

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道経営企画課	長期的な経営方針の立案及び中長期的な経営計画の策定について	<p>下水道事業に係る長期的な経営シミュレーションが実施されていない。</p> <p>長期的な経営方針の立案及び中長期的計画の策定のためにも、10年を超える長期的な経営シミュレーションを実施する必要がある。</p>	<p>公共下水道事業経営審議会にて中長期的な経営戦略の議論がなされ、計画期間平成30～42年度の投資財政計画を盛り込んだ「八尾市公共下水道事業経営戦略(案)」をまとめ、平成29年7月3日の公共下水道事業経営審議会に提出し、更なる議論を行っているところです。</p>	<p>計画期間平成30～42年度の投資財政計画を盛り込んだ「八尾市公共下水道事業経営戦略(案)」を策定し、平成29年12月にパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントの結果を踏まえ、平成30年2月に開催予定の公共下水道事業経営審議会にて確定に向けた議論を行い、同年4月より「八尾市公共下水道事業経営戦略」の運用開始を予定しております。</p>

**【平成26年度】生活保護事業に関する事務の執行について  
(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について**

**1. 生活保護事業の実施体制**

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課	より適切な生活保護事業執行のための体制整備について	<p>大阪府の訪問調査基準回数に準拠した訪問を実施できていない等、人員不足が市の生活保護事業の執行にとって制約となっている。</p> <p>市は、長期的にケースワーカーと査察指導員の増員を、当面は面接指導員やアルバイトの増員等、人員体制の整備を図ることが必要である。</p>	<p>生活福祉課職員を増員してきておりますが、現状では不足している状況です。長期的には採用計画に基づき、適正なケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員やアルバイトの配置を実施し、人員体制の整備を図ってまいります。</p>	<p>生活福祉課職員を増員してきておりますが、現状では不足している状況です。長期的には採用計画に基づき、適正なケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員やアルバイトの配置を実施し、人員体制の整備を図ってまいります。</p>

【平成27年度】市単費事業に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 事務事業の評価の仕組み

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	政策推進課	事務事業の見直しにおける有効性の観点からの評価の活用について	<p>事務事業評価の「有効性」の観点における評価基準について、監査対象として抽出した市単費事業については、判断指標としてひとつの活動指標のみで評価しているケースが全 31 事業中、13 事業と多く認められた。有効性を判断するためには、事務事業の中での数々の活動毎にこれらの成果を反映する指標をもって総合的に判断する必要がある。</p> <p>また、市に限られた行政資源を最大限に活用するためには、事業の「選択と集中」、「スクラップ&amp;ビルド」の視点からの事務事業そのものの見直しや効率的・効果的な事業実施手法の見直しが求められる。PDCAサイクルによるマネジメントを強化するためにも代表の活動指標のみでなく、活動の種類毎の活動指標やこれらの成果指標(アウトカム指標)を追加設定し、これらの指標の実績をもって事務事業を評価し、事業の実施を検討することが必要である。</p>	<p>平成 28 年 7 月に実施した「実施計画策定等に関する説明会」の資料であるマニュアルに、事務事業の有効性をより適切に判断するための指標見直しの考え方として、代表の活動指標のみでなく、活動の種類毎の活動指標やこれらの成果指標(アウトカム指標)を追加設定する等の検討を行ったうえで指標設定するよう考え方を示し、可能なものについては、追加・変更を行い、その内容について本課で確認を行い、第 7 期実施計画において反映いたしました。</p> <p>今後も設定した複数の指標の実績をもって、事務事業の有効性等を適切に評価し、見直しや効率的・効果的な事業実施につなげてまいります。</p>	<p>平成 29 年 7 月に実施した「実施計画策定等に関する説明会」においても、事務事業の有効性をより適切に判断するための指標見直しの考え方として、代表の活動指標のみでなく、活動の種類毎の活動指標やこれらの成果指標(アウトカム指標)を追加設定する等の検討を行ったうえで指標設定するよう考え方を示し、可能なものについては、追加・変更を行い、その内容について確認を行ったのち、第 8 期実施計画へ反映することとしております。</p>
2	政策推進課 行政改革課 財政課	事務事業評価の次年度以降の予算への活用について	<p>事務事業の評価と予算との関連については、事業の実態に合致した活動指標、成果指標(アウトカム指標)で事業を評価して、事務事業を継続するか等の見直しを行い、適時にその結果を次年度以降の予算へ反映すべきである。</p> <p>事後評価を踏まえた事前評価及び実施計画策定を実施し、それを予算編成における事業の実施手法の確定に繋げていくことで、実効性のある事務事業の見直しとなる。</p> <p>市の現状をみると、実施計画策定に当たって、各所属に対し重点事業の候補を中心に政策推進課、財政課及び行政改革課による合同ヒアリングを行っているが、重点事業の検討に主眼が置かれ、その他の事業について、事業の効果を検討した上での事務事業そのものの見直しや、歳入との予算バランスを加味した各事業の費用の全体調整が十分になされていないと思われる。</p> <p>合同ヒアリングにおける三者が相互に連携して事業評価の情報を共有し、事務事業の見直しや予算の全体バランス調整を行って、その結果を予算へ反映することを検討されたい。三者の役割や実施事項を明確にし、文書化して、当該仕組みを運用することが望まれる。</p>	<p>平成 28 年 7 月に実施した「実施計画策定等に関する説明会」の資料であるマニュアルに、前年度の事後評価内容を踏まえて次年度の事前評価を実施するよう明記いたしました。</p> <p>また、三者の役割について明確化し、政策推進課と財政課との連携については、政策推進課にて実施する施策担当課長対象のヒアリングを通して施策構成事務事業の優先順位をつけ、その後、実施する事務事業ヒアリングを財政課と政策推進課の合同で行うことにより、優先度情報を共有して予算編成に繋げ、各事業の全体調整を行いました。</p> <p>また、行政改革課は「八尾市行財政改革行動計画」を平成 28 年 8 月に策定し、着実な進捗管理を行うことで、予算等行政経営資源の確保につなげることとしました。</p> <p>今後は、これらの役割分担のもと、事務事業評価結果の予算への反映について更なる検討を進めてまいります。</p>	<p>平成 29 年度においても、昨年度に引き続き 7 月に実施した「実施計画策定等に関する説明会」の資料であるマニュアルに、前年度の事後評価内容を踏まえて次年度の事前評価を実施するよう明記いたしました。</p> <p>また、三者の役割について明確化し、政策推進課と財政課との連携については、政策推進課にて実施する施策担当課長対象のヒアリングを通して、前年度の事後評価内容を踏まえた施策構成事務事業の優先順位をつけ、その後、実施する事務事業ヒアリングを財政課と政策推進課の合同で行い、優先度情報を共有するとともに、事務事業の見直しを含めた全事業の方向性を確定したうえで予算編成に繋げ、費用の全体調整を行うこととしました。</p> <p>また、行政改革課は「八尾市行財政改革行動計画」を平成 28 年 8 月に策定し、着実な進捗管理を行うことで、予算等行政経営資源の確保につなげることとしました。</p> <p>今後も引き続き、これらの役割分担のもと、事務事業評価結果の予算への反映について更なる検討を進めてまいります。</p>

3	政策推進課	事務事業評価に対するチェック機能の充実について	行政評価をより推進し、効率的・創造的なマネジメントを実施するためには、事後評価についても効果的なチェックが必要である。事務事業要約票の入力漏れ等の形式面はもとより、評価に有意義な指標に基づき、適切な実施計画を立案の上、実績評価が行われているか等の実質面にまで踏み込んだ所属内のチェックレベルを上げる取組みが望まれる。	平成 27 年度事後評価において、「次の改善につながる行政評価」の観点から、「実効性が高まる行政評価」となる様に各項目の入力に際しては十分留意する運用とし、各所属において決算参考資料としての決裁におけるチェックを徹底いたしました。 また、事後評価内容を踏まえ、部局マネジメント戦略設定を行うこととし、それぞれの部局及び所属における事後評価のチェックレベルの向上の取組みを進めているところです。	平成 28 年度事後評価においても、「次の改善につながる行政評価」の観点から、「実効性が高まる行政評価」となる様に各項目の入力に際しては十分留意する運用とし、各所属において決算参考資料としての決裁におけるチェックを徹底いたしました。 また、事後評価内容を踏まえ、部局マネジメント戦略設定を行うこととし、引き続き各部局及び所属における事後評価のチェックレベルの向上の取組みを進めているところです。
4	政策推進課	事務事業評価の「効率性」の観点における評価方法について	事務事業評価の評価内容コメントにて直接人件費や間接人件費に関する記載がなく、人件費を含めたフルコストに関して実際に評価されていない。 現在は、フルコストの概念については参考取組みであるため、当該概念を「効率性」の評価の仕組みに取り入れていないとのことであるが、より効果的な効率性評価を実施するためにも、事業実施にはどれだけのコストがかかっているのかを各所属にさらに意識させ、フルコストの概念を包含した評価を行うべきである。	評価観点のうち、効率性評価を行う上で、直接事業費だけでなく、間接事業費・直接人件費・間接人件費を意識したフルコストの概念を包含した評価の仕組みの構築について、引き続き検討してまいります。	評価観点のうち、効率性評価を行う上で、直接事業費だけでなく、間接事業費・直接人件費・間接人件費を意識したフルコストの概念を包含した評価の仕組みの構築について、引き続き検討してまいります。
5	政策推進課	事務事業の従事職員数の入力について	行政評価システムにおいて、各事務事業における従事職員数の入力については毎年7月に1度のみ実施されている。そのため、直接人件費と間接人件費の実績値は、計画時における従事職員数をもとに計算されている状況にある。実際の事務事業が進んでいく過程において、当初の従事割合と異なる割合で事業が行われるケースもあることから、実態に合った直接人件費及び間接人件費を計算するため、事後評価時に実績ベースでの従事職員数を入力することを検討すべきである。	平成 27 年度の事後評価実施時に、従事職員数の入力を導入することを検討しましたが、現在のシステムの機能では、実績ベースでの従事職員数の入力が各事業の評価に資するフルコスト計算に直結しがたいと判断し、「フルコスト(直接人件費及び間接人件費)の計算ロジックについて」の項目における対応と合わせて引き続き検討してまいります。	平成 30 年度の事前評価より、平均人件費単価を役職ごとに設定するようシステムの改修を実施し、各事業の評価に資するより精緻なフルコストの算出が可能になったことをふまえて、平成 30 年度の事後評価より実績ベースでの従事職員数を入力できるよう、引き続き検討してまいります。

## 2. 市単費事業

### (9) 特定呼吸器疾病予防回復事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取組み等の内容と改善の方針
6	健康推進課	活動指標の再設定の必要性について	支給者延人数を活動指標としており、その数が多いほど活動指標が良くなるという設定になっている。直近3年の評価はDが継続しているが、市にとっても社会にとっても罹患患者が減少することが望ましいといえる。そのため、例えば、支給者延人数の減少数を活動指標として設定し、毎年度、支給者の減少数が多いほど活動指標が良くなるといったように、新たな活動指標を設定すべきである。	当該事業は現在、事業のあり方そのものについて見直しを進めており、活動指標の設定についても引き続き検討を行っております。	当該事業は現在、事業のあり方そのものについて見直しを進めており、活動指標の設定についても引き続き検討を行っております。
7	健康推進課	事業廃止に向けての検討について	当該事業は、八尾市内在住で本市に住民登録をしている満 15 歳未満で気管支ぜん息等の罹患患者に	当該事業について、事業開始当初の時代背景と現状の比較や、実施内容が実施目的の達	当該事業について、事業開始当初の時代背景と現状の比較や、実施内容が実施目的の達

		<p>対して、奨励金支給要件(月に1回以上の入院または3日以上通院)に該当する月に対して奨励金(月額 2,000 円)を支給する事業であるが、一方、市には、医療機関等で診療や薬剤支給等を受けたときに負担する保険診療(3割または2割負担)の自己負担金から一部自己負担金(1つの医療機関につき1日500円を限度として、月2回まで)を控除した額が助成される『子ども医療費助成制度』があり、その対象者は当該事業の対象者と同一である。</p> <p>そのため、当該特定呼吸器疾病予防回復事業制度を利用できる患者が、1つの医療機関のみの受診となった場合、医療費の上限は月額1,000円となる一方、2,000円の奨励金が支給されるため、負担額以上に受領できることとなる。</p> <p>子ども医療費助成制度により、患者並びに保護者の経済的負担が軽減される状況に鑑みれば、厳しい財政状況の中、より効率的、効果的な事務事業の執行を踏まえ、将来的には事業廃止に向けて検討することが望まれる。</p>	<p>成に資する内容となっているか等について、現在、再検証を進めており、事業廃止も視野に入れつつ、見直しについて引き続き検討を行っております。</p>	<p>成に資する内容となっているか等について、現在、再検証を進めており、事業廃止も視野に入れつつ、見直しについて引き続き検討を行っております。</p>
--	--	---	---	---

#### (14) 環境衛生防疫業務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
8	環境事業課	事務事業の評価指標の追加設定について	<p>活動指標として「臨時薬剤散布件数」を設定しているが、主たる事業活動である定期薬剤散布に係る活動指標が設定されていない。また、事業の成果を示す成果指標(アウトカム指標)も設定されていない状況にある。</p> <p>事務事業評価をより効果的なものにするため、主たる事業活動たる定期薬剤散布に係る活動指標を追加設定するとともに、成果指標(アウトカム指標)として、市民からの苦情・相談件数といった指標の追加設定を検討し、事務事業評価に活用すべきである。</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等において、定期薬剤散布に係る活動指標として、公共水路や公園への年間防除薬剤定期散布回数を新たに設定いたしました。</p> <p><b>(措置済み)</b> 成果指標(アウトカム指標)の設定については、引き続き検討を進めてまいります。</p>	<p>H30.1.20 までの取り組み等において、定期薬剤散布に係る活動指標として、公共水路や公園への年間防除薬剤定期散布回数を新たに設定いたしました。</p> <p><b>(措置済み)</b> 第8期実施計画において、主たる事業活動である定期薬剤散布に係る成果指標(アウトカム指標)として、環境衛生防疫業務の対象である、蚊・ハエ等に関する市民からの苦情・相談件数を新たに設定することとしております。</p>

#### (18) 公園・緑地整備事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
9	みどり課	総合計画における目標値に基づく活動指標の設定について	<p>活動指標として「公園整備面積」、「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」を利用しているが、平成26年度において「公園整備面積」については計画値を大幅に達成しているにもかかわらず、総合計画における目標値を各年度に按分することで設定している「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」については計画値を達成していないという指標間における評価の不整合が生じている。適切に事務事業の実施状況を評価し、中長期にわたり計画的な公園整備を進めるため、「公園整備面積」についても総合計画における目</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 適切に事務事業の実施状況を評価し、中長期にわたり計画的な公園整備を進めるため、第7期実施計画の策定における「公園整備面積」の目標値については、総合計画における目標値を各年度に按分した計画値を設定いたしました。</p> <p><b>(措置済み)</b> また、次期総合計画における目標値の設定については、「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」の指標のあり方も含めた検討を進めてまいります。</p>	<p>H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 適切に事務事業の実施状況を評価し、中長期にわたり計画的な公園整備を進めるため、第7期実施計画の策定における「公園整備面積」の目標値については、総合計画における目標値を各年度に按分した計画値を設定いたしました。</p> <p><b>(措置済み)</b> また、次期総合計画における目標値の設定については、「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」の指標のあり方も含めた検討を進めてまいります。</p>

			<p>標値を各年度に按分し計画値を設定することを検討すべきである。</p> <p>また、市民1人当たり公園面積、市の面積に占める公園面積の割合については特例市間比較指標であるが、市では他の特例市における平成26年度と同指標を入手していない。他の特例市における同指標を入手のうえ、比較・分析することで総合計画における目標値を設定することを検討すべきである。</p>		
--	--	--	---	--	--

(22) 学校園安全対策推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
10	教育政策課	安全対策推進員の配置業務の評価指標及び業務の実施方法について	<p>学校園安全対策推進事業では、シルバー人材センター等に委託し、各学校園に安全対策推進員の配置を行っているが、現在の活動指標に安全対策推進員の評価に関する指標が設定されていない。</p> <p>平成26年度の当該事業の決算額について、事業費に占める委託料の割合は8割を超えており、予算や決算における金額の重要性に応じて安全対策推進員の活動時間等も活動指標として設定することが必要である。</p> <p>また、安全対策推進員の配置は、一律シルバー人材センター等への委託で行われているが、他自治体では、有償ボランティアや専門の警備会社への委託という形で実施されている事例もある。参画と協働のまちづくり推進度という観点からは、PTAや地域ボランティアが活動に参画する度合いを高めていくとともに、有償ボランティアや専門の警備会社への委託におけるメリット・デメリットを整理し、実施方法について、より3E(経済性、効率性、有効性)を考慮した検討を行うべきである。</p>	<p>第7期実施計画の策定において、適切な評価指標の設定を検討し、「機械警備及び巡回」を指標から削除した上で、「安全対策推進員配置率」を設定いたしました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p> <p>また、事業の実施方法については、現行はシルバー人材センター等への委託によることとしておりますが、府下各市等他市の実施状況や地域の意見等も踏まえ、地域との連携による実施等、他の手法による実施の可能性について、引き続き検討を行ってまいります。</p>	<p>第7期実施計画の策定において、適切な評価指標の設定を検討し、「機械警備及び巡回」を指標から削除した上で、「安全対策推進員配置率」を設定いたしました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p> <p>また、事業の実施方法については、現行はシルバー人材センター等への委託によることとしておりますが、府下各市等他市の実施状況や地域の意見等も踏まえ、地域との連携による実施等、他の手法による実施の可能性について、引き続き検討を行ってまいります。</p>

(23) 図書館サービスの充実事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
11	八尾図書館	公設図書館の運営方法の検討について	<p>より効率的かつ効果的な図書館運営を行うためには、他自治体の公設図書館の取組みを参考とするとともに、民間事業者のノウハウも積極的に取り入れていくことも重要である。</p> <p>市は平成27年度に開設した龍華図書館において指定管理者制度を導入した。市直営施設においては、指定管理者のノウハウを研究し、より良い取組みは吸収していくとともに、現在の龍華図書館の運営状況や利用者の評価を踏まえて検証した上で、効果が高くなれば、他の3図書館においても指定管理者による運営について引き続き検討されたい。</p>	<p>図書館の運営方法については、これまでも民間事業者のノウハウを取り入れておりますが、他の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、さらなる検証が必要であるため、意見を踏まえ引き続き検討を進めてまいります。</p>	<p>図書館の運営方法については、これまでも民間事業者のノウハウを取り入れておりますが、他の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、さらなる検証が必要であるため、意見を踏まえ引き続き検討を進めてまいります。</p>

(30) 帰国・外国人児童生徒受入等支援事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
12	人権教育課	活動指標の計画値や実績値の見直しについて	<p>帰国・外国人児童生徒受入等支援事業では、「日本語指導等の派遣時間数」を活動指標の一つとしているが、実績値が計画値を大きく上回っている状況が続いている。</p> <p>市教育委員会は、日本語指導が必要な児童生徒数が年々増加していることに加えて、計画値を設定した当初は言語介助員を派遣する事業が別事業として実施されており、日本語指導補助員等を派遣した時間のみを基礎として見積もっていたが、言語介助員の活動時間も含めたため、実績よりも低い数値になっていた、と説明している。しかし、実績数値の測定方法は「日本語指導補助員・支援員を派遣した時間」とされており、言語介助員の活動時間を実績値に含めるべきではなく、新たに言語介助員の派遣が事業に追加されたのであれば、別途活動指標を追加するか、実績数値の測定方法に言語介助員の活動時間を追加すべきと考える。</p> <p>活動指標の達成状況は事務事業評価を行う際の重要な指標の一つになることから、計画数値の設定方法や実績数値の測定方法を明確に定義するとともに、事業内容に変化があった場合には随時、計画数値の設定方法や実績数値の測定方法を見直すべきである。</p>	<p>現在、当該指標の実績数値の測定方法に言語介助員の活動時間を含めるか否か、別途活動指標を追加するかについて、検討を進めているところです。</p> <p>実績数値の測定方法・計画値・実績値について整合性をとる形で、次期総合計画に反映できるよう、引き続き検討を進めてまいります。</p>	<p>引き続き、当該指標の実績数値の測定方法に言語介助員の活動時間を含めるか否か、別途活動指標を追加するかについて、検討を進めているところです。</p> <p>実績数値の測定方法・計画値・実績値について整合性をとる形で、次期総合計画に反映できるよう、見直しを進めてまいります。</p>

【平成28年度】外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する結果

(2) 公益財団法人八尾市国際交流センター

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	国際交流センター	財務諸表に対する注記について	<p>財務諸表について、実態に沿った次のとおりの注記をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「重要な会計方針」には保有する有価証券の評価方法を記載する。</li> <li>・「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の取得価額には固定資産を取得したときの価額を記載する。</li> <li>・「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の当期末残高は、翌期に繰越すものがない場合にはゼロとする。</li> </ul>	<p>平成 28 年度決算において、「財務諸表に対する注記」の記載内容を以下のとおりとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「重要な会計方針」には保有する有価証券の評価方法を記載する。</li> <li>・「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の当期末残高は、翌期に繰越すものがない場合にはゼロとする。</li> </ul> <p><b>(措置済み)</b></p> <p>なお、「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の取得価額については、固定資産を取得したときの価額を記載するよう、会</p>	<p>平成 28 年度決算において、「財務諸表に対する注記」の記載内容を以下のとおりとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「重要な会計方針」には保有する有価証券の評価方法を記載する。</li> <li>・「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の当期末残高は、翌期に繰越すものがない場合にはゼロとする。</li> </ul> <p><b>(措置済み)</b></p> <p>なお、「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の取得価額については、平成 29 年度決算より、固定資産を取得したときの</p>

				計システムの変更作業を進めているところです。	価額を記載する予定です。
--	--	--	--	------------------------	--------------

(5) 公益社団法人八尾市シルバー人材センター

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	シルバー人材センター	退職給付引当金の計上不足について	退職給付引当金について、要支給額の多寡に関わらず平成24年度より毎年度2,000千円の退職給付引当金の積み増しを行っており、平成27年度決算においては要支給額(退職金共済給付額控除後)30,407千円に対して、退職給付引当金は8,000千円しか計上されていない。 財務諸表の注記に記載している退職給付引当金の計上方法に従い、要支給額(退職金共済給付額控除後)を退職給付引当金として計上すべきである。	財務諸表の注記に記載している退職給付引当金の計上方法に従い、平成29年度決算において要支給額と同額の退職給付引当金を計上する予定です。	財務諸表の注記に記載している退職給付引当金の計上方法に従い、平成29年度決算において要支給額と同額の退職給付引当金を計上する予定です。

(11) 公益財団法人八尾市文化財調査研究会

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	文化財調査研究会	指定管理事業で購入した備品の会計処理の誤りについて	平成27年度の指定管理事業において、文化財調査研究会はスキャナーの購入26,422円、FAXの買い替え16,683円を施設修繕として計上しているが、これらは新たな物品の購入であるため、備品費に計上すべきである。 また、購入された2点の備品は修繕費と判断されたため、市の備品台帳に登録されていないが、指定管理事業で購入した備品は市の財産であり、市は市財務規則第163条第1号により1万円を超える備品は備品台帳に登録することとしている。2点ともに備品台帳の登録基準を超えているため、市の備品台帳に計上し、継続して管理すべきである。 修繕費と備品費の区別を適切に実施し、市の財産となるものを判別するため、市と文化財調査研究会とで協議を行い、具体的な備品台帳の登録基準やマニュアルを策定することを検討されたい。	修繕費と備品費については、市と文化財調査研究会とで協議を行った上で、市の財産となるものについては、適切に区分して管理するよう取り組んでまいります。 また、今後、施設の管理運営業務に関する協定書において、備品の取扱いについて定めるよう検討してまいります。	修繕費と備品費の取扱いについては、市と文化財調査研究会とで事前協議を行い、市の財産となるものについては、適切に区分するようしております。 また、今後、施設の管理運営業務に関する協定書において、備品の取扱いについて定めるよう検討してまいります。
4	文化財調査研究会	埋蔵文化財調査事業における収益計上について	平成27年度末の貸借対照表には前受金約60百万円が計上されているため、残高5百万円超かつ10年以上滞留しているものについて、ヒアリングとサンプルテストを実施したところ、契約書上の履行期間は完了しているが、図面・写真・報告文・全体編集等の「記録・保存のための発掘調査」が完了していないとして、契約金額の一部が前受金として貸借対照表に計上されたままであり、収益計上がなされていないことが判明した。 契約書に記録・保存のための発掘調査に関する記載はないため、契約先への報告書提出の時点で契約金額の全額を収益計上すべきであり、契約期間終了後に記録・保存のための発掘調査に関する費用支	今後5年を目処に、記録・保存のための発掘調査に伴う報告書の刊行を完了するために、調査計画をすみやかに策定した上で、残留している前受金を収益に振り替える予定としております。 また、「記録・保存のための発掘調査」(以下内業という。)を含めた契約期間の設定に努め、現地における発掘調査が長期間にわたる場合は、内業は別の期間を設けて契約する等して、前受金が発生しないよう努めてまいります。	「記録・保存のための発掘調査」(以下内業という。)に伴う報告書の刊行を完了するための年次計画を策定し、その履行に努めております。残留している前受金を収益に振り替える方法については、他の公益法人に聞き取り調査等を行い、契約金額の全額を収益計上できるように検討を行ってまいります。 また、契約に際して、契約先の理解が得られる範囲で、内業については別途期間を設けることといたしました。

			<p>出が合理的に見積もることができるのであれば、引当金の計上も検討すべきである。</p> <p>あるいは、現状のように発掘調査全体の進捗に応じて収益計上するのであれば、少なくとも契約書に記録・保存のための発掘調査の実施とその期間を明確に示すべきである。</p> <p>また、人員不足の中、記録・保存のための発掘調査まで手が回らない状態とのことであるが、10年超も発掘調査全体が終了していない状況は事業遂行上問題があると思われる。なお、市文化財調査研究会は5年を目処に記録・保存のための発掘調査を完了し、残留している前受金を収益に振り替えるとし、市にもその旨報告しているが、これらの調査の早期完了に向けた具体的な対策も行うべきである。</p>		
--	--	--	---	--	--

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 市に対する全般的意見

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	行政改革課	外郭団体の定義のさらなる明確化について	<p>外郭団体の定義として、市は「設立について市が主体的に関与したもので、市の出資または補助金の交付による財政的関与、または市職員の派遣による人的関与を行っている公益認定法人(公益財団法人・公益社団法人)、一般法人(一般財団法人・一般社団法人)、株式会社等」としている。</p> <p>将来的に市本体の財政に及ぼす影響を考慮し、まず、①「設立について市が主体的に関与したもの」かどうかで判定し、主体的に関与しなくても②「市の出資」が一定割合を超えるものかどうかで判定する、といった外郭団体の定義の適用に関するフローを明確化すべきである。</p> <p>また、財政的関与や人的関与については量的基準が明確ではなく、その設定も困難であるため、財政的関与や人的関与がある団体のうち「特に指導・監督が必要な団体」については外郭団体とするような定義の改定を検討されたい。</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>現在、外郭団体に対する市の関与のあり方に関する考え方を整理しており、その中で、外郭団体の定義の明確化に向けた検討を進めているところです。</p>	<p>H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>現在、外郭団体に対する市の関与のあり方に関する考え方を整理しており、その中で、外郭団体の定義の明確化に向けた検討を進めているところです。</p>
2	行政改革課	所管課のモニタリング状況の確認について	<p>外郭団体の経営状況や財政状態に対するモニタリングは所管課が実施しているが、庁内連絡調整会議等において、所管課がモニタリングの実施状況の報告を行い、所管課の外郭団体に対するモニタリングが有効に機能しているかを行政改革課が確認することを検討されたい。</p>	<p>所管課の外郭団体に対するモニタリングの仕組みの構築とともに、モニタリングが有効に機能しているかを確認する手法について検討を進めているところです。</p>	<p>所管課の外郭団体に対するモニタリングの仕組みの構築とともに、モニタリングが有効に機能しているかを確認する手法について検討を進めているところです。</p>
3	行政改革課 所管課	モニタリングにおけるチェックリストの活用について	<p>外郭団体に対する所管課のモニタリングの方法についてチェックリスト等はなく、どのような視点で外郭団体の運営や財政状態をモニタリングしているのかについても明確ではない。</p> <p>市が平成14年に策定した「外郭団体の見直し方策」では、所管部(課)用と企画調整部(行政改革課)</p>	<p>現在、外郭団体に対する市の関与のあり方に関する考え方を整理しており、その中で、外郭団体の運営や財政状態をモニタリングする仕組みの構築について検討を進めているところです。</p>	<p>現在、外郭団体に対する市の関与のあり方に関する考え方を整理しており、その中で、外郭団体の運営や財政状態をモニタリングする仕組みの構築について検討を進めているところです。</p>



			用のチェックリストが作成されているが、外郭団体の必要性やあり方は時代に応じて移り変わるものであり、適宜チェックすることが必要である。 新たに現状に合う形でチェックリストを更新し、所管課の外郭団体のモニタリングや次の行財政改革プログラム等の見直しに活用すべきである。		
4	行政改革課 所管課	情報公開資料の公開遅れと各団体の決算書との不整合について	情報公開資料の会計数値について、各外郭団体の決算書との不整合がある団体(社会福祉協議会、八尾シティネット)や外郭団体の情報公開資料で補助金や委託料の内容が記載されていない等内容が不十分な団体(やおコミュニティ放送、国際交流センター)があった。また、現在の情報公開資料の様式では指定管理料の記載箇所がないため、指定管理者となっている全ての外郭団体でその金額が記載されていない。 市は所管課のモニタリング機能や決算書の分析能力を向上させるため、公認会計士や税理士等の会計専門家を活用し、各外郭団体の決算書の見方や分析方法について所管課職員を対象に研修を行うことを検討されたい。 また、行政改革課においては外郭団体の記載内容の統一化をさらに進めるとともに、所管課においては情報公開資料の充実を自ら積極的に行い、9月市議会終了後、ただちに情報公開資料を市の外郭団体に関するホームページにアップする運用を徹底すべきである。	現在、所管課の外郭団体に対するモニタリングの仕組みの構築について検討を進めているところです。その中で、所管課のモニタリング機能や決算書の分析能力を向上させるための取り組みや、外郭団体の記載内容の統一化を進めるための手法についても、検討を進めてまいります。 さらに、9月市議会終了後、ただちに情報公開資料を市の外郭団体に関するホームページにアップする運用の徹底に努めてまいります。	平成29年9月市議会終了後、ただちに情報公開資料を市の外郭団体に関するホームページにアップするよう所管課へ周知を行い、ただちにアップされていることを行政改革課が確認いたしました。今後も同様に運用してまいります。 <b>(措置済み)</b> 現在、所管課の外郭団体に対するモニタリングの仕組みの構築について検討を進めているところです。その中で、所管課のモニタリング機能や決算書の分析能力を向上させるための取り組みや、外郭団体の記載内容の統一化を進めるための手法についても、検討を進めてまいります。

## 2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する意見

### (1) やおコミュニティ放送株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
5	やおコミュニティ放送	中期計画の策定について	メディアの多様化により、FM放送の地域における役割を捉え直す必要がある。すなわち、コミュニティFMを主体とした現在の会社の存在意義や事業をあらためて見直し、新たな役割や取組について検討することが求められている(例えば、観光協会等との連携を強化し、市の文化施設や観光資源等のPRに関する情報サービスの実施等)。 したがって、具体的な繰越損失の解消計画や人員計画のみならず、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画を策定すべきである。	難聴地域の改善に取り組むとともに、新たな役割や取組を含めた今後の営業方針の検討を行い、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画の策定に向けた検討を進めてまいります。	放送出力の増力工事等により、難聴地域の改善が図られたことから、新たな役割や取組を含めた今後の営業方針の検討を行い、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画の策定に向け、具体的な検討を進めてまいります。

### (2) 公益財団法人八尾市国際交流センター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
6	国際交流センター	中期計画の策定について	自立した法人運営を実現するために、法人の方向性を検討し、市からの委託事業を受ける、法人独自の事業を検討する等の法人運営の具体的な方針を策定すべきである。	公益財団法人としての役割の明確化と独自性が求められていること、また、八尾市多文化共生推進計画との整合性を図る観点から、平成	公益財団法人としての役割の明確化と独自性が求められていること、また、八尾市多文化共生推進計画との整合性を図る観点から、平成

			<p>また、各事業への目標参加人数や、新たな事業への取組に対応するための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営すべきである。</p> <p>なお、中期計画の策定にあたっては、市の国際交流及び多文化共生に関する事業との連携を図る必要がある。</p>	<p>28年度第4回理事会(平成29年3月開催)を経て、大枠の事業について明記した中期計画(平成29年度～32年度)を策定いたしました。この中期計画をもとに、各事業への目標参加人数等も定めました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p> <p>また、新たな事業への取組に対応するための人員計画等については、所管課と協議のもと検討を進めてまいります。</p>	<p>28年度第4回理事会(平成29年3月開催)を経て、大枠の事業について明記した中期計画(平成29年度～32年度)を策定いたしました。この中期計画をもとに、各事業への目標参加人数等も定めました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p> <p>また、新たな事業への取組に対応するための人員計画等については、所管課と協議のもと検討を進めてまいります。</p>
7	文化国際課	事業モニタリングの実施時期及び方針について	<p>外郭団体の事業実施状況等に関して、改善や方針転換を行うには適時にモニタリングを実施し、必要に応じて外郭団体との協議を行うことが必要であるため、現在年に1回実施している事業モニタリングについて実施時期を増やすとともに、決算終了後速やかに実施すべきである。</p> <p>また、事業モニタリングは翌年度以降の実施事業の内容にもつながる重要な事項であるため、評価方針を定めるとともに、評価結果を法人と共有し、翌年度以降の事業計画の見直しに活かすなどの評価結果の活用方針を定める必要がある。</p>	<p>評価結果を次年度の事業計画の立案に活用できるよう、事業モニタリングの実施を決算後速やかに行う等、適時にモニタリングを行う手法について検討してまいります。</p>	<p>評価結果を次年度の事業計画の立案に活用できるよう、事業モニタリングの実施を決算後速やかに行う等、適時にモニタリングを行う手法について検討してまいります。</p>
8	国際交流センター 文化国際課	補助金のあり方について	<p>平成27年度の補助金交付にあたっては、事業費については補助対象経費が明確になっていないなど、具体的な積算根拠がなく、人件費の全額及び事業費の一部が交付されている。</p> <p>事業費については補助対象経費を明確にしたうえで補助金の積算を具体的に行い、補助金の必要性について再検討すべきである。特に人件費の中でも、管理人件費については外郭団体での自主性を持った運営を確保するためにも、将来的には委託事業の増加等、補助金以外の財源によって賄うことを検討すべきである。</p>	<p>補助金交付要綱の見直しにより、事業費の補助対象経費を明確にし、具体的な積算に基づき補助金を交付するように改めるよう検討を行っているところです。</p> <p>人件費補助については、市の方針等を踏まえ、今後のあり方を検討してまいります。</p>	<p>補助金交付要綱の見直しにより、事業費の補助対象経費を明確にし、具体的な積算に基づき補助金を交付するように改めるよう検討を行っているところです。</p> <p>人件費補助については、市の方針等を踏まえ、今後のあり方を検討してまいります。</p>

### (3) 公益財団法人八尾市文化振興事業団

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
9	文化振興事業団	法人全体の中期計画等の策定について	<p>文化会館及び生涯学習センターのそれぞれにつき、今後の施設の運営方針等を作成しているが、法人全体の中期計画や運用方針等は作成されていないため、各施設の実施事業のみにとらわれず、法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画を作成することが必要である。</p> <p>また、各施設の専門性の確保と少人数での組織編成の課題は理解するが、法人全体としての組織運営風土の醸成のために、文化会館と生涯学習センター間のさらなる人事交流も検討されたい。</p>	<p>法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画につきまして、検討してまいります。</p> <p>施設間の人事交流については、従前から、必要に応じて監督職クラスからスタッフ職までの施設間の異動をおこなっておりましたが、近年においては職員異動がなされていなかったため、今後はご指摘を踏まえ、対応してまいります。</p>	<p>法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画につきまして、検討してまいります。</p> <p>施設間の人事交流については、従前から、必要に応じて監督職クラスからスタッフ職までの施設間の異動をおこなっておりましたが、近年においては職員異動がなされていなかったため、今後はご指摘を踏まえ、対応してまいります。</p>
10	生涯学習スポーツ課	指定管理施設の業績評価結果の	<p>毎年度、所管課はモニタリングチェックシートに基づいて指定管理者のモニタリングを実施しているが、</p>	<p>生涯学習スポーツ課では、平成29年度から協議結果を記録するように事務を改めました。</p>	<p>生涯学習スポーツ課では、平成29年度から協議結果を記録するように事務を改めました。</p>

	行政改革課	活用の改善について	その効果を高めるために、モニタリングチェックシートにはチェック後の対応欄を設けるべきである。 また、モニタリング実施後には評価結果について指定管理者と協議しているが、生涯学習スポーツ課では協議結果を残していないため、協議結果を記録することで、後日結果を振り返り、業務に活用できるようにすべきである。	(措置済み) モニタリングチェックシートについては、モニタリングの効果を高めるために、チェック後の対応欄を設けるよう、所管課に周知を行う予定です。	(措置済み) モニタリングチェックシートについては、モニタリングの効果を高めるために、チェック後の対応欄を設けるよう、所管課に周知を行う予定です。
11	文化国際課	経営状況に関する意見交換の実施頻度について	外郭団体の経営状況に関して、経営改善や方針転換を行うには適時に経営状況を把握し、必要に応じて協議を行うことが必要である。そのため、現在年に1回実施している法人全体の収支状況の把握についても実施頻度を増やし、外郭団体の経営状況をより適時に把握し、必要に応じて協議をすべきである。	外郭団体の経営状況をより適時に把握するために、指定管理業務に関するモニタリングとのバランスをとりながら、適時意見交換を実施する手法について検討してまいります。	外郭団体の経営状況をより適時に把握するために、指定管理業務に関するモニタリングとのバランスをとりながら、適時意見交換を実施する手法について検討してまいります。

#### (4) 社会福祉法人八尾市社会福祉協議会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
12	社会福祉協議会	社会福祉協議会独自の中長期計画の充実について	<p>市と社会福祉協議会の中長期計画として、市地域福祉計画等が策定されているが、市と共同の中長期計画であるため、社会福祉協議会自身の将来像については明確になっていない部分がある。</p> <p>社会福祉協議会独自の中長期計画の策定は、法人の将来の姿をめざすための計画であり、目標を掲げ、そこに向かって事業を展開していくためのものであり、羅針盤となるものである。また、法人職員においても動機づけになるものである。</p> <p>中期計画としては、①法人の設立目的や役割からどのような事業をどの程度の規模で実施するか、②計画を実現するにはどのような人員体制を整備するのか、③計画に基づいた法人の収支がどのようになるのか、についての記載が必要である。</p> <p>①実施事業の規模に関しては、社会福祉協議会は公共性と民間団体としての自主性を併せもつという性格を有しているため、その役割を踏まえた事業を展開することが求められる。例えば、小地域ネットワーク活動事業や自主性のある地域貢献事業並びに会員に密着した事業等をどの程度の規模で展開するか計画を充実させる必要がある。</p> <p>また、②人員体制の整備に関しては、計画事業を実施するための専門性を持った人材を確保することが求められる。専門性のある人材確保については職員採用計画を策定しているが、社会福祉協議会の年齢構成は30歳代以下に集中しており、特に40歳代以上の中堅幹部職員が不足している状態であり、不均衡な年齢構成が当面続く計画となっている。</p> <p>さらに、③法人の収支に関しては、市地域福祉計画等には、事業の実施回数や利用者数などの目標数値の記載はあるが、事業収支や法人全体の収支</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>社会福祉協議会の中長期計画については、市と一体的に策定している第3次八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画(後期)において明記しており、当計画の進行管理を行うことで、本会が推進していく地域福祉の姿を描いています。</p> <p>なお、事業の実施規模や人員体制については、市の補助事業や受託事業との調整が必要なため、随時市と協議の上、検討しています。</p> <p>また、法人収支については、独自財源の確保に努めるべく検討を行っています。</p>	<p>H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>社会福祉協議会(以下「本会」という。)では、地域福祉活動計画を本会の中長期計画(計画期間10年)として位置づけ、かつ5年毎に見直しを行うことで社会的な変化への対応も行っています。</p> <p>なお、この活動計画は本会が市の地域福祉計画と一体的に策定したものでありますが、今回の包括外部監査での指摘を受け、次回作成時には本会独自の計画として位置づけるとともに、事業の実施規模等の検討を行います。</p> <p>なお、人員体制については職員採用計画に基づいて職員体制の充実を図るべく努めておりますが、今後とも十分市と協議を行い、計画的な採用に努めます。</p> <p>また、法人収支については、本会の財政的安定を図るため、会員会費をはじめとした独自の財源確保に努めます。</p>

			見込は記載されておらず、将来的にどのような財源を確保し、どのような収支で事業展開を図っていくのか不透明な部分がある。 上記の3点を踏まえ、市と事業の収支や財源確保について協議しながら、社会福祉協議会独自の中期計画の充実を検討されたい。		
13	地域福祉政策課	運営費補助金の算定について	運営費補助金について、他の事業で確保した人件費を考慮したうえで、最低限必要な金額を算定しているとのことであるが、一方で社会福祉協議会は運営費積立金を52百万円積み立てており、一概に厳しい財政運営を強いられているとは断定できない状況である。 社会福祉協議会によると、「運営費積立金は会員からの会費を原資としており、市費は投入されていない。積立金は、行政予算やサービス・制度だけでは手が届かない地域課題の解決に向けて、独自の地域貢献事業の展開などを行うために積み立てている」とのことではあるが、会費は一般的に、人件費等の運営費に充てるものとして会員から徴収するものである。また、運営費積立金については、その積立目的や使用計画を明確化することにより、取崩可能な部分が生じ、現在、運営費積立資産として確保されている資金においても人件費等の運営費に充当できる可能性がある。 安定的な運営のために必要な補助を行うべきではあるが、「その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とする地方自治法第2条第14項の趣旨に則って行われるべきであり、単年度の収支だけでなく、積立金等財政状態の中味も吟味したうえで、適切な補助金額を算定すべきである。	運営費積立金については、社会福祉協議会の自主事業を拡大していく中で積み上げているものであり、運営費補助金の今後の支出については、当該法人と協議を行い、検討を進めているところです。	運営費積立金については、社会福祉協議会の自主事業を拡大していく中で積み上げているものであり、運営費補助金の今後の支出については、当該法人と協議を行い、検討を進めているところです。
14	地域福祉政策課	老人センターでの入浴事業の見直しについて	老人センターでの入浴事業は、社会福祉会館の指定管理事業の一部として実施されているものであるが、事業実施状況について適宜モニタリングを実施し、当初の協定書に記載されている事業であっても、利用者目線あるいは3E(経済性、効率性、有効性)の観点から検討を行うべきである。 当該事業を存続させるのであれば、高齢者が対象であり、浴場という事故が生じやすい環境にあることから、不測の事態に備えて、看護師や介護士等専門職の配置を義務付けるべきである。 あるいは、利用状況が悪化していることに加え、浴場施設が老朽化し、修繕に必要な部品も手に入れない状況であることから、事業の廃止も視野に検討されたい。	当該事業の利用状況・運営状況について、指定管理者である社会福祉協議会に確認し、把握するとともに、今後の方向性について検討を進めています。	当該事業の利用状況・運営状況について、指定管理者である社会福祉協議会に確認し、把握するとともに、今後の方向性について検討を進めています。

(5)公益社団法人八尾市シルバー人材センター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
15	シルバー人材センター 高齢介護課	事務所の整備に必要な資金の確保について	<p>シルバー人材センターは、経年劣化による事務所の老朽化が著しいこと、事業拡大とともに手狭になっていることから、建て替えを含めた整備を検討しており、「特定費用準備資金等取扱規程」に従い整備に必要な資金として平成27年度より5年間にわたり年間16,000千円ずつ計上する計画としているが、現状としては整備の方法や工事費総額、市との負担関係について決まっていない。</p> <p>整備の方法や市との負担関係についての市と協議をできるだけ早急に進めて、シルバー人材センターとして整備に必要な資金を計画的に確保するために、どれだけの資金の確保が必要なのかを見積もり、計画的に資金を計上していくべきである。</p>	<p>シルバー人材センターは、事務所建設準備資金積立資産として、平成27年度及び平成28年度の2年間で30,000千円計上していますが、整備に必要な資金を計画的に確保するため、整備の在り方や資金計画について市と協議を行いながら、引き続き、計画的な資金計上を行ってまいります。</p> <p>市としては、事務所の老朽化に伴う、建て替えを含めた整備の在り方について、シルバー人材センターが作成する資金計画等の内容を踏まえシルバー人材センターと協議を行ってまいります。</p>	<p>シルバー人材センターは、事務所建設準備資金積立資産として、平成27年度及び平成28年度の2年間で30,000千円計上していますが、整備に必要な資金を計画的に確保するため、整備の在り方や資金計画について市と協議を行いながら、引き続き、計画的な資金計上を行ってまいります。</p> <p>市としては、事務所の老朽化に伴う、建て替えを含めた整備の在り方について、シルバー人材センターが作成する資金計画等の内容を踏まえシルバー人材センターと協議を行ってまいります。</p>
16	シルバー人材センター	事業報告における事業の実施状況の開示について	<p>市や会員等の利害関係者へ各年度事業の実施状況を適切に報告するため、会員数、契約金額、就業率について年度ごとの数値目標の達成状況を事業報告で開示することを検討されたい。</p> <p>また、事業報告の「2. 主な行事の開催状況」については備考欄等に、参加者数を記載できる事業については、参加者数を記載することが望まれる。</p>	<p>事業報告の「2. 主な行事の開催状況」については、平成28年度分より、可能な範囲で備考欄に参加者数を記載いたしました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p> <p>年度ごとの数値目標の達成状況については、平成29年度事業報告に記載する予定です。</p>	<p>事業報告の「2. 主な行事の開催状況」については、平成28年度分より、可能な範囲で備考欄に参加者数を記載いたしました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p> <p>年度ごとの数値目標の達成状況については、平成29年度事業報告に記載する予定です。</p>
17	シルバー人材センター	理事会への監事の出席について	<p>監事2名のうち1名については、平成27年度に開催された4回の理事会のうち1回のみ出席となっており、平成26年度に開催された5回の理事会については一度も出席していない。</p> <p>「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第101条第1項では、「監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない」とされている。理事の職務の執行を監査するという監事の役割に鑑み、事業の実施状況等の適時のモニタリングを可能とするため、監事の理事会へ出席頻度を向上するよう日程調整等の対策を検討すべきである。</p>	<p>理事の職務の執行を監査するという監事の役割に鑑み、監事2名の理事会への出席頻度が向上するように日程調整を行ってまいります。</p>	<p>理事の職務の執行を監査するという監事の役割に鑑み、監事2名の理事会への出席頻度が向上するように、引き続き、日程調整を行ってまいります。</p>
18	高齢介護課	補助金のあり方について	<p>市は、「八尾市高齢者労働能力活用事業補助金交付要綱」に基づき、シルバー人材センター職員の人件費の約70%相当の補助金をシルバー人材センターへ交付しており、その額は近年逡増している。</p> <p>シルバー人材センターの法的位置づけや役割があるとはいえ、市から独立した法人であり、会費や受取事務費などの自主財源があるので、シルバー人材センター職員の人件費についても可能な範囲で自主財源によって賄うことが求められる。</p> <p>シルバー人材センターの自立した運営を促進するため、シルバー人材センターの財政状態等を勘案</p>	<p>補助金の支給のあり方については、人件費に対する補助金割合のみによるのではなく、シルバー人材センターの独自事業や市の施策と連携した取り組みに対する支援の在り方などを考慮しながら、検討を行ってまいります。</p>	<p>補助金の支給のあり方については、人件費に対する補助金割合のみによるのではなく、シルバー人材センターの独自事業や市の施策と連携した取り組みに対する支援の在り方などを考慮しながら、引き続き、検討を行ってまいります。</p>

			し、補助割合など補助金の支給のあり方について継続的に検討を進めていくべきである。	
--	--	--	--	--

(7)一般社団法人八尾市観光協会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
19	観光協会	魅力的な独自事業の実施について	市内の事業者が保有しているものも含め、市内の土地や自然といった観光資源(文化遺産等)を活かした法人独自のイベントの実施を、これまで以上に積極的に検討していくことが望まれる。検討のためには会員や市民へのアンケート等を実施し、イベントのニーズやアイデアを募集することが考えられる。 また、独自事業の実施にあたっては、やおコミュニティ放送の観光PRに関する情報発信機能の活用など他の外郭団体との連携も検討されたい。	平成 29 年度においては、まずは八尾市観光振興プランに記載のある八尾探プログラムを提供してまいります。 更に、観光協会の独自性をより発揮するために、会員や市民へのアンケート等を実施し、独自のイベントの充実を図り、市制 70 周年を迎える平成 30 年度にプログラムの提供を行うことをめざしております。	情報発信機能の活用の観点から、平成 29 年度においては、やおコミュニティ放送と双方でのWEB情報発信、イベント等での共同出展等を実施いたしました。今後もさらに連携を深めるよう努めてまいります。 <b>(措置済み)</b> また、市内の事業者が保有する観光資源や、自然等の観光資源を活用した八尾探プログラムを作成し、独自事業の内容の充実を図りました。さらに、市制 70 周年に向けた「スペシャル八尾探」企画の検討のため、八尾探推進会議を実施し、平成 30 年 1 月から具現化に向けた会議を重ね、さらに魅力ある八尾探プログラムを提供してまいります。 また、一部の企画について市民公募を実施し、ニーズを拾い上げることで独自のイベントの充実を図る予定です。
20	観光協会	中期計画の策定について	観光協会では、現在中期計画が策定されていないが、中期計画は中期的な運営の指針となるものであり、これに基づき計画的に事業運営することが安定的な事業の継続に繋がる。 観光協会としての中期的な運営方針を明確化し、自立した団体運営を実現するために、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営することが望まれる。 また、中期計画の策定にあたっては、「八尾市観光振興プラン」等の市の観光に関する施策との連携を図ることを検討されたい。	「八尾市観光振興プラン」の施策内容と連携した、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画の策定に向けて、検討を進めております。	「八尾市観光振興プラン」の施策内容と連携した、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画の策定に向けて、検討を進めております。目標指標や運営体制の強化については、平成 30 年 3 月の理事会にて上程する予定としております。
21	産業政策課	補助対象経費の明確化と補助金の見直しについて	市は観光協会へ、「一般社団法人八尾市観光協会補助金交付要綱」に基づき(1)協会職員の人件費、(2)事業費、(3)その他市長が必要と認めた経費を補助対象経費として補助割合 100%で補助金を交付しているが、交付要綱においては、補助対象経費の範囲が事業費及び運営費ごとに明確にされていない。 今後の補助金のあり方を検討するために、交付要綱において事業費及び運営費ごとに補助対象経費の範囲を明確にすることが必要である。これは事業費及び運営費ごとに必要な補助を行うとともに、将来的に会員数の増加や自主事業の増加による観光協	平成 29 年度の補助金については、会費収入見込額を補助対象経費額より控除した算定額を交付いたしました。 <b>(措置済み)</b> また、事業費及び運営費ごとに補助対象経費の範囲を明確にするため、補助金交付要綱を改正することとしております。	平成 29 年度の補助金については、会費収入見込額を補助対象経費額より控除した算定額を交付いたしました。 <b>(措置済み)</b> また、補助対象経費の範囲を明確にするため、補助金交付要綱を改正することとしており、他の法人等の要綱を参考にしながら、協議しているところです。

			<p>会経営の安定化に伴い運営費の補助割合を見直すことで、自立的な経営を促すためである。</p> <p>また、現状として、毎年度会費による収入分程度の利益剰余金が増加している中で、人件費等の運営費について補助割合 100%で補助金を交付し続けることは疑問であるため、会費相当額を補助対象経費額より控除して交付額を算定することを検討されたい。</p>		
22	観光協会	業務マニュアルの作成について	<p>今後職員を増員した場合や、新たな職員へ業務を移行した際に適切な業務の実施を継続する必要があることから、業務マニュアルの作成を検討すべきである。</p> <p>特に、会員対応など重要な業務から優先順位をつけて、実際に実施している業務をマニュアルとして、体系的にとりまとめていくことを検討されたい。</p>	<p>業務マニュアルについては、来所者対応(QA)マニュアル、がんばれ八尾応援寄附金フローマニュアル、庶務関係マニュアル等、優先順位の高いものから順に作成してまいります。</p>	<p>業務マニュアルのうち、来所者対応(QA)マニュアルについては作成が完了し、運用を開始しております。今後は、がんばれ八尾応援寄附金フローマニュアル及び庶務関係マニュアルを作成してまいります。</p>
23	観光協会	委託契約の契約先事業者の選定について	<p>市観光協会季刊誌「Yaomania」の発刊委託業務について、法人設立当初より継続的に随意契約で同一業者に発注されているが、随意契約は、競争入札やプロポーザルを実施した場合と比較し委託料が高額になっているおそれがある。</p> <p>そのため、大阪府の観光ネットワーク会議や他自治体との連携により、他市における同様の事業を実施している事業者及び委託料について情報収集を行い、委託額がそれらと比較し高額なものとなっていないか確認されたい。</p> <p>また、5年程度経過した際には競争入札やプロポーザルを実施するなど、将来的に事業者の選定方法の見直しを検討されたい。</p>	<p>大阪府の観光ネットワーク会議や近隣自治体における同様の事案、事例等、委託料を比較するための情報収集を行い、委託額が高額なものとなっていないか確認する予定です。</p> <p>また、「八尾市観光振興プラン」が平成 32 年度で終了することから、平成 33 年度からの新たなプランに合わせ、事業者の選定方法の見直しを検討してまいります。</p>	<p>季刊誌「Yaomania」について、他市における同様の事業がないか、情報収集を進めております。</p> <p>また、事業者の選定方法の見直しについては、平成 33 年度からの新たな観光振興プランに合わせて行うよう検討しておりましたが、今般、委託料、誌面構成、発行部数等について見直しを行い、平成 30 年度からリニューアルすることとなったため、その際にプロポーザルにより事業者を選定するよう検討しております。</p>

(8)公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
24	共済センター	事業報告書における記載の充実について	<p>市や会員等の利害関係者へ当年度の事業の実施状況についてより有用な情報を提供するため、事業報告書に記載している事業の実績件数、人数等のうち前年度比較ができるものについては、前年度比較で記載することを検討されたい。</p> <p>また、脳ドックの利用者数については、但書で人間ドックの中には脳ドックの利用者6名が含まれている旨を記載する等、その利用があったことを明確にすることが望まれる。</p>	<p>脳ドックの利用者数については、平成 28 年度事業報告書・決算書において、「(2)健康管理事業 ①人間ドック・健診の助成」において、人間ドックの利用者に重複利用者が含まれる旨、枠外に記載いたしました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p> <p>理事会・評議員会においては、事業報告の際、事業の実績件数や人数等、前年度比較できるものについては口頭で前年度実績についても報告しておりましたが、より明確となるよう、平成 29 年度の事業報告時より、前年度の実績を記載した参考資料を合わせて配付してまいります。</p>	<p>脳ドックの利用者数については、平成 28 年度事業報告書・決算書において、「(2)健康管理事業 ①人間ドック・健診の助成」において、人間ドックの利用者に重複利用者が含まれる旨、枠外に記載いたしました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p> <p>理事会・評議員会においては、事業報告の際、事業の実績件数や人数等、前年度比較できるものについては口頭で前年度実績についても報告しておりましたが、より明確となるよう、平成 29 年度の事業報告時より、前年度の実績を記載した参考資料を合わせて配付してまいります。</p>
25	共済センター	正味財産増減計算書における補	<p>補助金の実績報告における管理費は人件費と運営費に区分されており、正味財産増減計算書にお</p>	<p>正味財産増減計算書における補助金の区分については、平成 29 年度分より、「八尾市中小</p>	<p>正味財産増減計算書における補助金の区分については、平成 29 年度分より、「八尾市中小</p>

		助金の区分について	いて、この人件費部分を「管理費補助金」、運営経費部分を「事業管理費補助金」として計上しているため、正味財産増減計算書内で、不整合となっている。 正味財産増減計算書における補助金の区分については、補助対象経費のうち管理費に対する補助額を「管理費補助金」、事業費に対する補助額を「事業管理費補助金」とすることで、補助対象経費の管理費と事業費の区分との整合性を図るべきである。	企業勤労者福祉共済事業補助金交付要綱」の規定に合わせて、補助対象経費のうち管理費に対する補助額を「管理費補助金」、事業費に対する補助額を「事業管理費補助金」とすることにより、補助対象経費の管理費と事業費の区分との整合性を図れるようにする予定です。	企業勤労者福祉共済事業補助金交付要綱」の規定に合わせて、補助対象経費のうち管理費に対する補助額を「管理費補助金」、事業費に対する補助額を「事業管理費補助金」とすることにより、補助対象経費の管理費と事業費の区分との整合性を図れるようにする予定です。
26	共済センター	永年在会慰労引当金計上額の見積について	永年在会慰労引当金の計上にあたっては、現在のように一定の仮定のもと引当金繰入額を見積もるのではなく、期末時点での引当金残高を見積もり、当該見積額と支給による取崩後の引当金残高との差額を繰入れる方法によるべきである。 引当金残高の見積方法としては、現在の在会状況から見込まれる将来の一定期間における支給予定額に過去の実績から予測される退会率を反映させる等共済センターの実態に見合った合理的な算定方法を検討されたい。	現在の在会状況から見込まれる将来の一定期間における支給予定額に過去の実績から予測される退会率を反映させるような算出方法を検討しているところです。	現在の在会状況から見込まれる将来の一定期間における支給予定額に過去の実績から予測される退会率を反映させるような算出方法を検討しているところです。

(9) 八尾シティネット株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
27	八尾シティネット	中期計画の策定について	施設の老朽化が進行しており、今後の更新費用の増加が見込まれ、それに対応した収入の獲得も必要となるが、設立当初より料金改定は実施しておらず、また、職員の高齢化も進行していることから、今後自転車駐車場管理・運営業務を継続させていくためにも、中期計画の策定を検討すべきである。 計画の策定に当たっては、団体が課題として認識している人材育成、施設の老朽化、料金改定、自転車駐車場のICT化への対応方針について検討されたい。また、今後の市における交通計画も踏まえた効果的かつ効率的な中期計画を策定できるよう、所管課と協力することが望まれる。	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 施設の更新、執行体制(人員配置)、新たな投資計画等を盛り込んだ中期計画の策定に向けて、交通対策課と情報共有を図りながら、人材育成や施設の老朽化等への対応方針につき検討を進めているところです。	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 施設の更新、執行体制(人員配置)、新たな投資計画等を盛り込んだ中期計画の策定作業の一環として平成 29 年度自転車駐車場現況調査を行い、その報告内容により、老朽化対策の優先度が高い近鉄八尾駅東自転車駐車場の改修工事に着手いたしました。 今後も交通対策課と情報共有を図りながら、人材育成、料金改定、ICT化等への対応方針についても検討を進めてまいります。
28	八尾シティネット	随意契約時の相見積の未実施について	直営の近鉄山本駅中央自転車駐車場及び地下鉄八尾南駅自転車駐車場の管理業務を外部の事業者へ委託しているが、当該事業者との契約締結に関しては、近年では、相見積を実施せずに随意契約を実施している。 平成 27 年度の損益計算書上の自転車駐車場管理業務に関する委託料は 106,383 千円であり、販売費及び一般管理費 293,568 千円に占める割合は 36.2%と最も大きくなっているため、委託料が高額になっていないかを検証することは重要と考えられる。 したがって、他の自転車駐車場管理事業を実施している事業者及び委託料について情報収集を行うとともに、現在の委託料が他と比較し高額なものとなっていないか適時に相見積を入手すべきである。また、	随意契約に関する規程について見直しの検討を行いました。現行の規程が妥当であると判断いたしました。 <b>(監査の意見に対し検討を行った結果、法人としての判断により、対応方針を確定)</b> 今後、自転車駐車場の管理業務を外部委託する場合、委託内容や委託料等が妥当なものか情報収集を行うとともに、随意契約を実施する際は、適時に相見積を入手することといたします。	随意契約に関する規程について見直しの検討を行いました。現行の規程が妥当であると判断いたしました。 <b>(監査の意見に対し検討を行った結果、法人としての判断により、対応方針を確定)</b> 平成 30 年度、自転車駐車場の管理業務を外部委託する際に、他社の見積も入手し、委託内容や委託料等について精査し契約を行ってまいります。



			随意契約に関する規程の見直しも検討されたい。		
29	八尾シティネット	固定資産の現物調査の必要性について	自転車駐車場の設備や備品等有形固定資産の定期的な現物調査を実施しない場合、除売却や廃棄等により既に団体が所有していない資産が貸借対照表に計上されたままになり、資産が過大に表示されるおそれがあることから、実態を反映した適切な財務諸表を作成するために、定期的な現物調査を実施すべきである。具体的には、年に1回の各自転車駐車場の視察に併せて、固定資産台帳に基づき現物調査を実施することを検討されたい。	平成 29 年度より、各自転車駐車場の視察等の機会にあわせ、固定資産台帳に基づく現物調査を定期的の実施することとしております。	平成 29 年度より、各自転車駐車場の視察等の機会にあわせ、固定資産台帳に基づく現物調査を定期的の実施することとしております。 平成 29 年度におきましては、決算にあわせて、現物調査を実施する予定です。

(11)公益財団法人八尾市文化財調査研究会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
30	文化財課	外郭団体のあり方の再検討について	外郭団体方式、市直営方式どちらにもメリット・デメリットがあるが、現状でも市の出捐割合は大きく、文化財調査研究会に対して指導的な役割を担っているため、今後のあり方については市が判断すべきものと思われる。 しかし、判断根拠として市は歴史や文化財を保護していくための全体的な方針が必要となり、その中で文化財調査研究会のあり方を位置づけ、長期的な視野に立った判断を行うべきである。 したがって、市は歴史や文化財を保護していくための基本的な方針を策定し、市独自の文化財保護行政のあり方を検討するとともに、文化財調査研究会のあり方を再検討すべきである。	市の歴史や文化財を市のまちづくりに活用していくための基本的な方針の策定を行う中で、市の文化財保護行政における文化財調査研究会の役割や位置づけの検討を行い、長期的な視野に立って組織のあり方の再検討を進めているところです。	市の歴史や文化財を市のまちづくりに活用していくための基本的な方針の策定を行う中で、市の文化財保護行政における文化財調査研究会の役割や位置づけの検討を行い、長期的な視野に立って組織のあり方の再検討を進めているところです。
31	文化財調査研究会	文化財調査研究会における中期計画の策定について	平成 27 年度末の文化財調査研究会の年齢構成は最も若い常勤職員が 40 歳代前半であり、主に 40 歳代、50 歳代の職員で構成されている。「常勤職員の新規採用が 20 年間ない」とのことであり、事業継続における大きな課題となっている。 文化財調査研究会は独自に中期計画を策定することは難しいとしているが、市と協議しながら市の歴史や文化財を保護するための体制づくりを積極的に働きかけて、人員採用計画等も含めた中期計画を策定することを検討されたい。	文化財調査研究会が独自に中期計画を策定することは難しいため、市と協議しながら、市の歴史や文化財を保護するための文化財調査研究会の役割や体制を定め、人員採用計画等も含めた中期計画の策定について検討してまいります。	文化財調査研究会が独自に中期計画を策定することは難しいため、市と協議しながら、市の歴史や文化財を保護するための文化財調査研究会の役割や体制を定め、人員採用計画等も含めた中期計画の策定について検討してまいります。